

クレ勝道場

第5回

 資格★合格クレアール

自己紹介：永田真仁（なが玉）

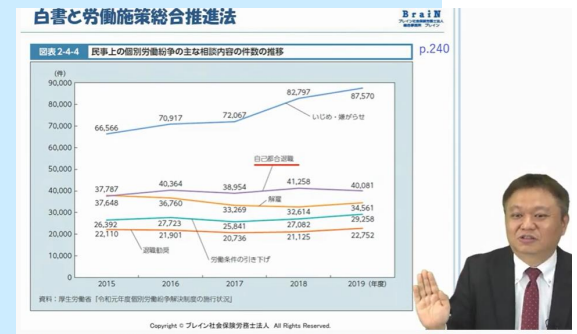
2021年合格者。最短最速非常識合格法サイトにて受験生日記を「なが玉」の名前で書いていました。同サイトの合格者の日記に掲載されています。

週刊人事労務チャンネル(YouTube)に合格体験談を掲載いただきました。

YouTubeチャンネル「社労士試験最短最速非常識合格法」受験生向けにコンテンツを公開しています。

「厚生労働白書とパンフレットを読みながら法令の復習をしよう」その①～その⑤

「事例で復習する年金横断」その①～その⑤



【永田先生】「厚生労働白書とパンフレットを読みながら法令の復習をしよう！その②」

ゴールを確認しましょう！

社会保険労務士として活躍するために
まず、スタートライン（**合格**）することです…！



合格者の方は、
80%以上の正答率の問題を100%回答できる人
です。レアな論点ができる人ではありません…



この道場では、頻出項目を100%に仕上げ
基礎点を確保することを目的としています

もう一度、目的を確認しましょう！

✓ 頻出項目を総整理することにより

→ 基礎点を確保!

✓ 直前期の学習法を確認！

✓ メンタル面→絶対合格をイメージ



今日は年金

年金は得意❤️だという方は、
挙手👏をお願いします。

今日は年金

年金は**苦手**だという方は、
挙手👏をお願いします。

社労士試験における年金の位置づけ

選択式

- ・ 国民年金法、厚生年金保険法 それぞれ5点
年金10点 / 全体40点 = 25%

択一式

- ・ 国民年金法、厚生年金保険法 それぞれ10点
年金20点 / 全体70点 = 28%

社労士試験において、得点源になる科目。

8割以上の得点も可能。

少なくとも、年金が全て苦手、な状態では合格は難しい。
どこか苦手でない分野を作りたい。

国民年金法・厚生年金保険法を横断整理

1. 年金の全体像
2. 被保険者
3. 老齢年金
4. 障害年金
5. 遺族年金

国民年金法・厚生年金保険法を横断整理

1. 年金の全体像

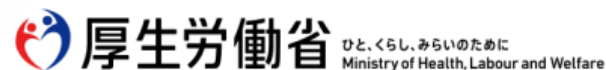
2. 被保険者

3. 老齢年金

4. 障害年金

5. 遺族年金

1.年金の全体像



年金制度基礎資料集



2023年1月

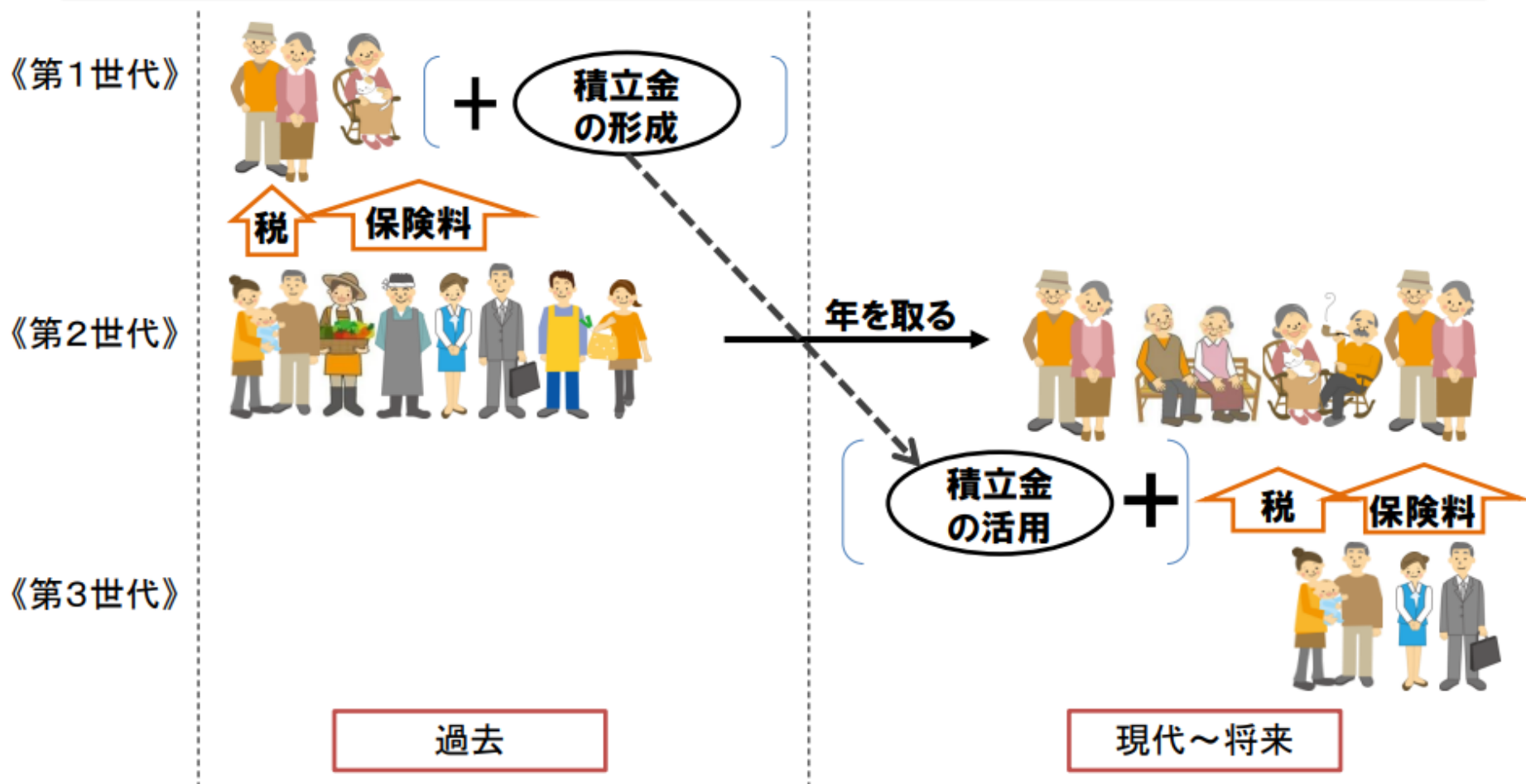
厚生労働省 年金局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

厚生労働省の[ホームページの資料](#)より抜粋

公的年金制度は、「仕送り」を社会化したもの

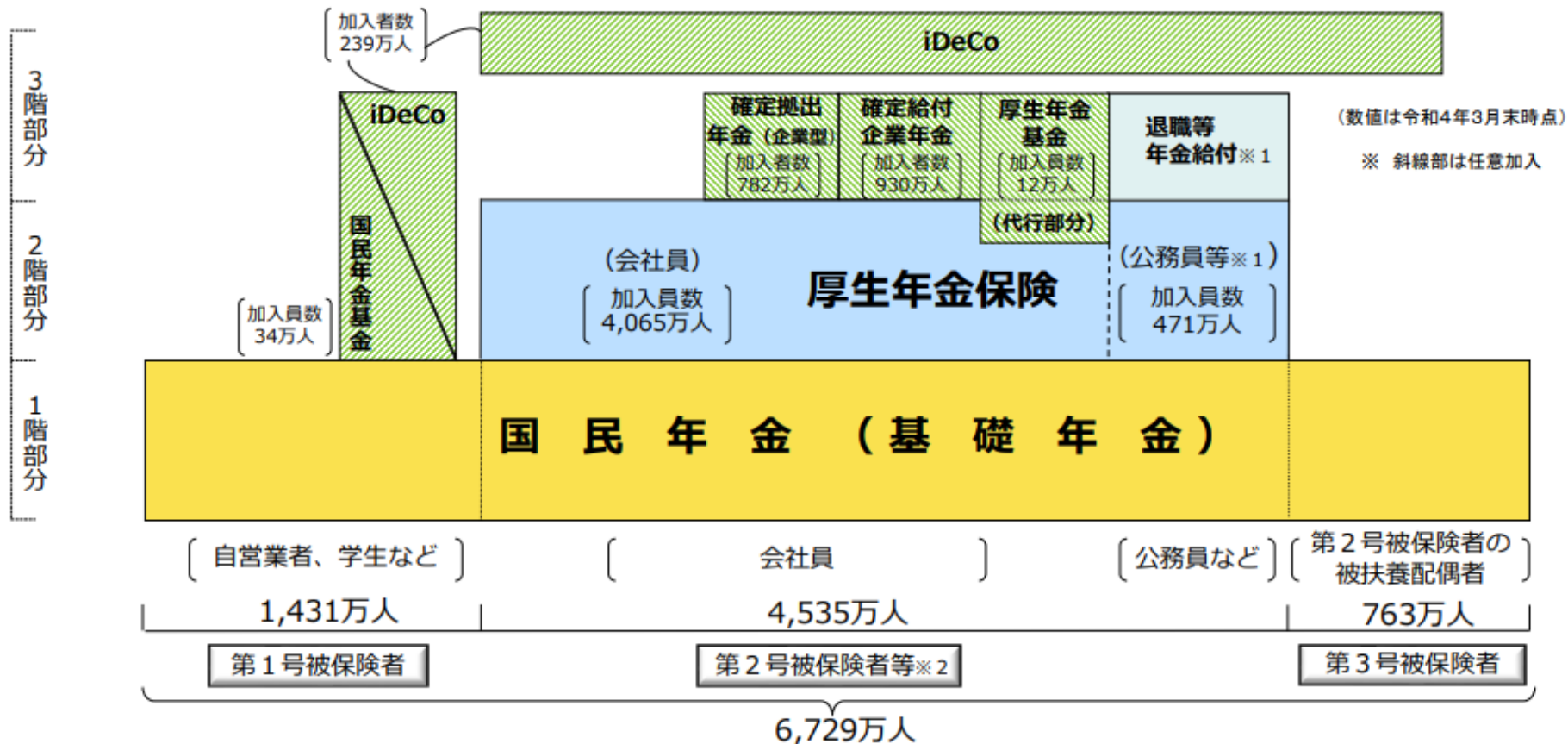
- 日本を含め先進各国の公的年金制度は、いずれも、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てる仕組み（＝賦課方式）を基本とした財政方式となっている。
- なお、我が国においては、将来の高齢化の進展に備え相当程度の積立金を保有し、その活用により、将来世代の保険料水準が高くなりすぎないように配慮している。



年金制度の仕組み

○年金制度は、「3階建て」の構造。

○1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

公的年金制度の規模と役割

国民

○公的年金加入者数(令和2年度末) 6,756万人

第1号被保険者 第2号被保険者等 第3号被保険者



○受給権者数(令和2年度末) 4,051万人

・老齢基礎年金(受給者)(令和2年度末)
平均額:月5.6万円

・老齢厚生年金(受給者)
1人あたり平均額:月14.6万円
(基礎年金を含む)



保険料

39.6兆円(令和4年度予算ベース)

国民年金保険料 : 16,590円(R4.4~)
厚生年金保険料率: 18.3%(H29.9~)(労使折半)
Ex) 標準報酬月額が34万円であれば、31,110円
(=34万円×18.3%×1/2)を、本人が月々負担。
※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの

年金給付

56.7兆円(令和4年度予算ベース)

参考) 国の一般歳出
67.3兆円(令和3年度予算)

国民年金
厚生年金

年金積立金資産額
(国民年金、厚生年金)
(令和3年度末)
204.5兆円(時価ベース)

国等

年金への
国庫負担

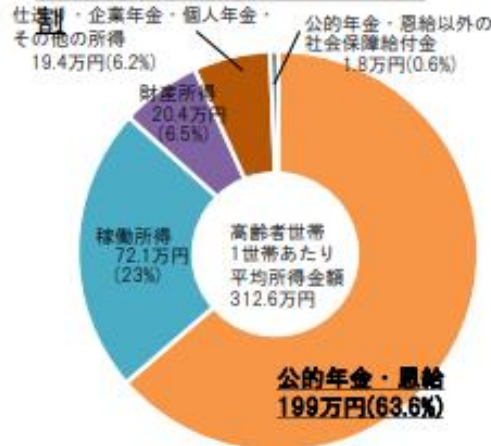
13.4兆円

(令和4年度
予算ベース)

※保険料額・年金給付額・国庫負担額(令和3年度予算ベース)については、共済年金を含む公的年金制度全体の額を計上

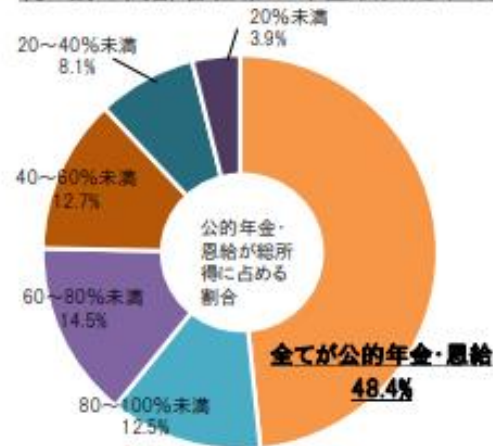
年金の役割

年金は高齢者世帯の収入の約6割



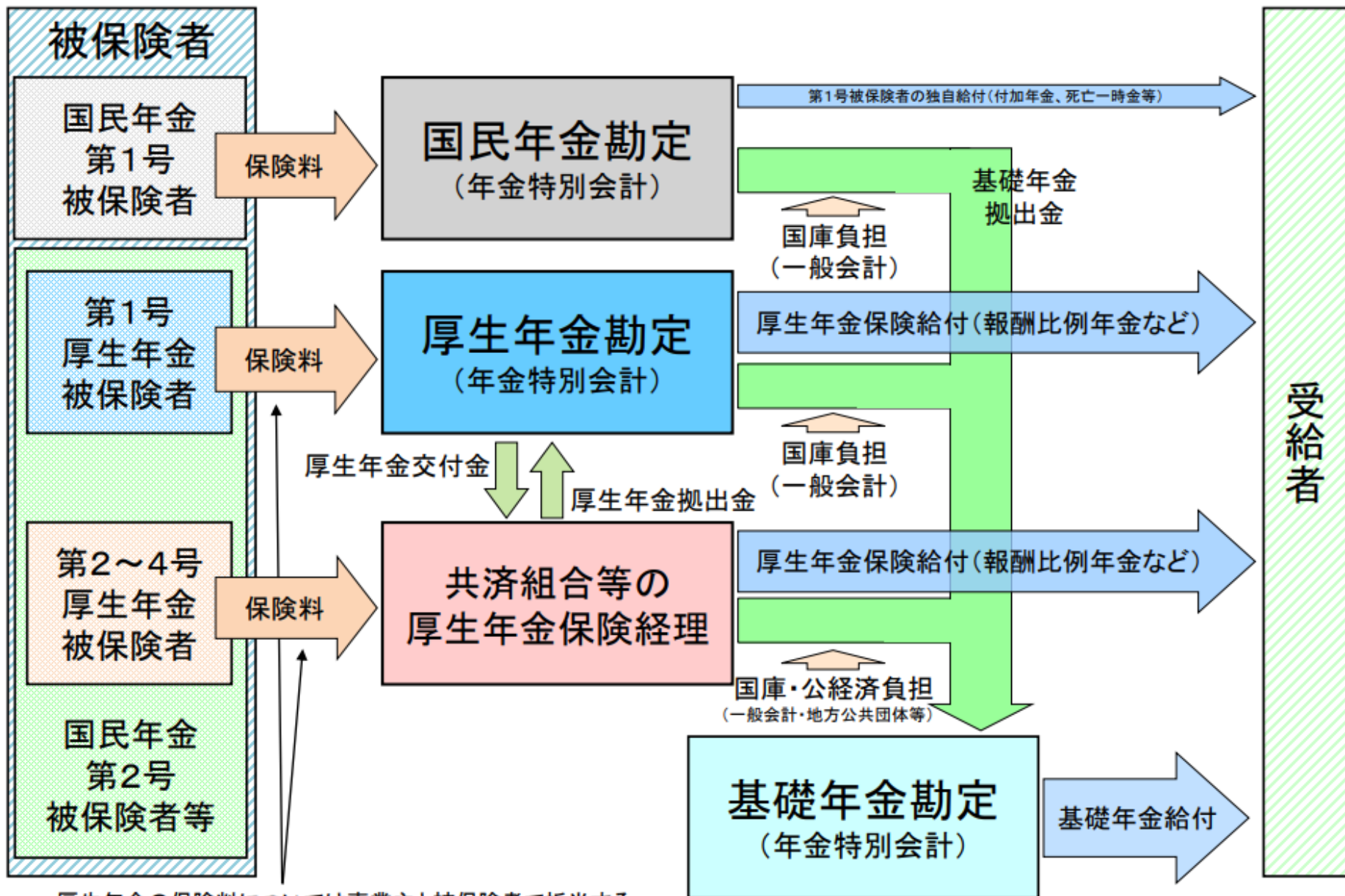
(注)両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。

約5割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



(資料)2019年国民生活基礎調査(厚生労働省)

公的年金の財政の仕組み



厚生年金の保険料については事業主と被保険者で折半する。

※ 経過的措置等の終了した後の姿である。

主な年金制度改革（年表）

制度の創成	昭和17(1942)年	労働者年金保険法の発足（昭和19(1944)年に厚生年金保険法に改称）
	昭和29(1954)年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和36(1961)年	国民年金法の全面施行（国民皆年金）
制度の充実	昭和40(1965)年	1万円年金
	昭和44(1969)年	2万円年金
	昭和48(1973)年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への 対応	昭和60(1985)年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成 2(1990)年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成 6(1994)年	厚生年金（定額部分）支給開始年齢の引上げ等
	平成 9(1997)年	三共済（JR共済・JT共済・NTT共済）を厚生年金に統合
	平成12(2000)年	厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢引上げ、裁定後の年金額の改定方法の見直し（物価スライドのみ）等
	平成14(2002)年	農林共済を厚生年金に統合
	平成16(2004)年	上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引上げの法定化等
	平成21(2009)年	臨時的な財源を用いた基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
	平成24(2012)年	消費税収を財源とした基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、特例水準の解消、被用者年金制度の一元化、厚生年金の適用拡大、年金の受給資格期間短縮、低所得・低年金高齢者等に対する福祉的な給付等
	平成28(2016)年	マクロ経済スライドの見直し（未調整部分の繰越し）、賃金・物価スライドの見直し（賃金変動に合わせた改定の徹底）等
令和 2(2020)年	厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し（在職高齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入）、受給開始時期の選択肢の拡大等 11	

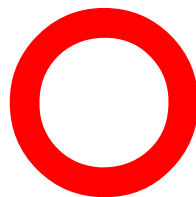
1. 国民年金法の過去問

寡婦年金の額の算定には、死亡した夫が第2号被保険者としての被保険者期間を有していたとしても、当該期間は反映されない。
(平成24年・国年法)

誤りだと判断した方は挙手👏をお願いします。

1. 国民年金法の過去問

寡婦年金の額の算定には、死亡した夫が第2号被保険者としての被保険者期間を有していたとしても、当該期間は反映されない。
(平成24年・国年法)



- ✓ 寡婦年金は、国民年金法の第1号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、老齢基礎年金の額の計算の例によって計算した額の4分の3に相当する額となる。

1. 年金の全体像（国民年金法）

被保
険者

国民年金法の被保険者の種類は？

2号

3号

1号

任意

特例
任意

1. 年金の全体像（国民年金法）

給付

2号

国民年金法の給付の種類は？

3号

1号

任意

特例
任意

1. 年金の全体像（国民年金法）

給付	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	死亡一時金	脱退一時金	付加年金	国民年金基金
2号	国民年金法の給付の種類は？							
3号								
1号								
任意								
特例任意								

1. 年金の全体像（国民年金法）

納付要件	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	死亡一時金	脱退一時金	付加年金	国民年金基金
2号			納付済 + 免除 2/3 以上 ※					
3号	納付済 + 免除 + 合算 10年 以上	納付済 + 免除 2/3 以上 ※	納付済 + 免除 + 合算 25年 以上					
1号			納付済 + 免除 + 合算 25年 以上	1号の 納付済 + 免除 10年 以上	1号の 納付済 + 一部 免除 36月 以上	1号の 納付済 + 一部 免除 6月 以上	老齢基礎年金 ・ 死亡 一時金 に付加	老齢⇒ 年金 死亡⇒ 一時金
任意								
特例 任意								

※65歳未満の場合、直近1年納付済・免除以外なし、の特例あり 20

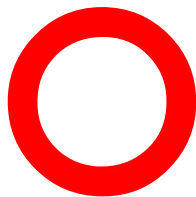
1. 国民年金法の過去問

死亡一時金の支給要件となる第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料免除期間は、保険料4分の1免除期間、保険料半額免除期間、保険料4分の3免除期間が対象であり、保険料全額免除期間は含まれない。(平成21年・国年法)

誤りだと判断した方は挙手👏をお願いします。

1. 国民年金法の過去問

死亡一時金の支給要件となる第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料免除期間は、保険料4分の1免除期間、保険料半額免除期間、保険料4分の3免除期間が対象であり、**保険料全額免除期間は含まれない。**(平成21年・国年法)



- ✓ 死亡一時金は、保険料の掛け捨て防止の目的のため、保険料全額免除期間は含まれない。

1. 年金の全体像（国民年金法）

納付要件	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	死亡一時金	脱退一時金	付加年金	国民年金基金
2号			納付済 + 免除 2/3 以上 ※					
3号	納付済 + 免除 + 合算 10年 以上	納付済 + 免除 2/3 以上 ※	納付済 + 免除 + 合算 25年 以上					
1号			納付済 + 免除 + 合算 25年 以上	1号の 納付済 + 免除 10年 以上	1号の 納付済 + 一部 免除 36月 以上	1号の 納付済 + 一部 免除 6月 以上	老齢基礎年金 ・ 死亡 一時金 に付加	老齢⇒ 年金 死亡⇒ 一時金
任意								
特例 任意								

※65歳未満の場合、直近1年納付済・免除以外なし、の特例あり 23

1. 国民年金法の過去問

死亡一時金の支給要件における保険料納付済期間には、任意加入被保険者としての保険料納付済期間は含まれるが、特例による任意加入被保険者としての期間は、保険料納付済期間とはされていない。(平成19年・国年法)

誤りだと判断した方は挙手👏をお願いします。

1. 国民年金法の過去問

死亡一時金の支給要件における保険料納付済期間には、任意加入被保険者としての保険料納付済期間は含まれるが、**特例による任意加入被保険者**としての期間は、保険料納付済期間とはされていない。(平成19年・国年法)



✓ 死亡一時金は、保険料の掛け捨て防止の目的のため、特例による任意加入被保険者としての期間も、保険料納付済期間とされる。

1. 年金の全体像（国民年金法）

納付要件	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	死亡一時金	脱退一時金	付加年金	国民年金基金
2号			納付済 + 免除 2/3 以上 ※					
3号	納付済 + 免除 + 合算 10年 以上	納付済 + 免除 2/3 以上 ※	納付済 + 免除 + 合算 25年 以上					
1号			納付済 + 免除 + 合算 25年 以上	1号の 納付済 + 免除 10年 以上	1号の 納付済 + 一部 免除 36月 以上	1号の 納付済 + 一部 免除 6月 以上	老齢基礎年金 ・ 死亡一時金 に付加	老齢⇒ 年金 死亡⇒ 一時金
任意								
特例 任意								

※65歳未満の場合、直近1年納付済・免除以外なし、の特例あり 26

1. 国民年金法の過去問

68歳の夫（昭和29年4月2日生まれ）は、65歳以上の特例による任意加入被保険者として保険料を納付し、令和4年4月に老齢基礎年金の受給資格を満たしたが、裁定請求の手続きをする前に死亡した。死亡の当時、当該夫により生計を維持し、当該夫との婚姻関係が10年以上継続した62歳の妻がいる場合、この妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受給していなければ、妻には65歳まで寡婦年金が支給される。なお、死亡した当該夫は、障害基礎年金の受給権者にはなったことがなく、学生納付特例の期間、納付猶予の期間、第2号被保険者期間及び第3号被保険者期間を有していないものとする。（令和2年・国年法・改）

誤りだと判断した方は挙手👏をお願いします。

1. 国民年金法の過去問

68歳の夫（昭和29年4月2日生まれ）は、65歳以上の特例による任意加入被保険者として保険料を納付し、令和4年4月に老齢基礎年金の受給資格を満たしたが、裁定請求の手続きをする前に死亡した。死亡の当時、当該夫により生計を維持し、当該夫との婚姻関係が10年以上継続した62歳の妻がいる場合、この妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受給していなければ、妻には65歳まで寡婦年金が支給される。なお、死亡した当該夫は、障害基礎年金の受給権者にはなったことがなく、学生納付特例の期間、納付猶予の期間、第2号被保険者期間及び第3号被保険者期間を有していないものとする。（令和2年・国年法・改）



- ✓ 65歳以上70歳未満の特例による任意加入被保険者は、寡婦年金の規定については第1号被保険者とみなされないため、妻に寡婦年金は支給されない。


1. 年金の全体像（国民年金法）

納付要件	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	死亡一時金	脱退一時金	付加年金	国民年金基金
2号			納付済 + 免除 2/3 以上 ※					
3号	納付済 + 免除 + 合算 10年 以上	納付済 + 免除 2/3 以上 ※	納付済 + 免除 + 合算 25年 以上					
1号			納付済 + 免除 + 合算 25年 以上	1号の 納付済 + 免除 10年 以上	1号の 納付済 + 一部 免除 36月 以上	1号の 納付済 + 一部 免除 6月 以上	老齢基礎年金 ・ 死亡 一時金 に付加	老齢⇒ 年金 死亡⇒ 一時金
任意								
特例 任意								

※65歳未満の場合、直近1年納付済・免除以外なし、の特例あり 29

1. 厚生年金保険法の過去問

厚生年金保険法に基づく保険料率は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。
(平成30年・厚年法)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

1. 厚生年金保険法の過去問

厚生年金保険法に基づく**保険料率**は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。
(平成30年・厚年法)



✓ 「保険料率」ではなく「年金たる保険給付の額」です。

1. 総則

国民年金法（年金額の改定）

第4条 この法律による**年金額**は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

厚生年金保険法（年金額の改定）

（年金額の改定）

第2条の2 この法律による**年金たる保険給付の額**は、国民の生活水準、**賃金**その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

国民年金法・厚生年金保険法を横断整理

1. 年金の全体像

2. 被保険者

3. 老齢年金


4. 障害年金

5. 遺族年金

2. 被保険者の過去問

厚生年金保険の在職老齢年金を受給している夫が65歳に達した際、日本国内に住所を有する第3号被保険者である妻が60歳未満であれば、その妻は第1号被保険者となり、産前産後期間の保険料免除、法定免除又は申請全額免除に該当しない限り、国民年金の保険料を納付しなければならない。

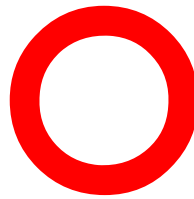
(平成25年・国年法)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

2. 被保険者の過去問

厚生年金保険の在職老齢年金を受給している夫が65歳に達した際、日本国内に住所を有する第3号被保険者である妻が60歳未満であれば、その妻は第1号被保険者となり、産前産後期間の保険料免除、法定免除又は申請全額免除に該当しない限り、国民年金の保険料を納付しなければならない。

(平成25年・国年法)



なぜ、第3号被保険者から第1号被保険者になるのでしょうか？

被保険者の定義を確認しましょう。

2. 被保険者

国民年金法 第7条(被保険者の資格)

一 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって次号及び第三号のいずれにも該当しないもの(厚生年金保険法に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であって政令で定めるもの(以下「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」という。))を受けることができる者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。以下「**第一号被保険者**」という。)

二 **厚生年金保険の被保険者**(以下「**第二号被保険者**」という。)

2. 被保険者

国民年金法 第7条（被保険者の資格）

三 第二号被保険者の配偶者（日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者に限る。）であって主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの（第二号被保険者である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）

2. 被保険者

国民年金法附則第3条（被保険者の資格の特例）

第7条第1項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「の被保険者」とあるのは、「の被保険者（65歳以上の者にあつては、厚生年金保険法附則第4条の3第1項に規定する政令で定める給付の受給権を有しない被保険者に限る。）」とする。

2. 被保険者

国民年金法附則5条

次の各号のいずれかに該当する者（第二号被保険者及び第三号被保険者を除く。）は、第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。

- 一 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができるもの（この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）

2. 被保険者

国民年金法附則5条

二 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者（この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）

三 日本国籍を有する者その他政令で定める者であって、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満のもの

2. 被保険者

	国内 居住	国籍 要件	年齢 要件	その他
第1号				
第2号				
第3号				
任意 加入				
特例に よる 任意 加入				

2. 被保険者

	国内 居住	国籍 要件	年齢 要件	その他
第1号	要	不問	20~60	2号・3号でない。 適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
第2号	不問	不問	不問	厚生年金保険の被保険者 (65歳以上は老齢年金の受給権を有しない者のみ)
第3号	原則要	不問	20~60	2号の配偶者(生計維持=被扶養配偶者)。2号でない。 適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
任意 加入	要	不問	20~60	厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けられる者。 2号・3号でない。
	要	不問	60~65	2号・3号でない。 適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
	海外 居住	要	20~65	2号・3号でない。
特例に よる 任意 加入	要	不問	65~70	昭和40年4月1日以前生まれ。 老齢または退職年金の受給権を有しない者。
	海外 居住	要	65~70	2号でない。

2. 被保険者の過去問

厚生年金保険の在職老齢年金を受給している夫が65歳に達した際、日本国内に住所を有する第3号被保険者である妻が60歳未満であれば、その妻は第1号被保険者となり、産前産後期間の保険料免除、法定免除又は申請全額免除に該当しない限り、国民年金の保険料を納付しなければならない。
(平成25年・国年法)

在職老齢年金を受給している人はどんな人？

2. 被保険者の過去問

厚生年金保険の在職老齢年金を受給している夫が65歳に達した際、日本国内に住所を有する第3号被保険者である妻が60歳未満であれば、その妻は第1号被保険者となり、産前産後期間の保険料免除、法定免除又は申請全額免除に該当しない限り、国民年金の保険料を納付しなければならない。
(平成25年・国年法)

在職老齢年金を受給している人はどんな人？

- ・厚生年金保険の被保険者
- ・老齢厚生年金の受給権を有する人

第2号

不問

不問

不問

厚生年金保険の被保険者

(65歳以上は老齢年金の受給権を有しない者のみ)

⇒ 国民年金の被保険者ではなくなる。
(厚生年金保険の被保険者ではある)

2. 被保険者の過去問

厚生年金保険の在職老齢年金を受給している夫が65歳に達した際、日本国内に住所を有する第3号被保険者である妻が60歳未満であれば、その妻は第1号被保険者となり、産前産後期間の保険料免除、法定免除又は申請全額免除に該当しない限り、国民年金の保険料を納付しなければならない。
(平成25年・国年法)

妻は

第3号	原則要	不問	20~60	2号の配偶者(生計維持=被扶養配偶者)。2号でない。適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
-----	-----	----	-------	---

夫が第2号被保険者でないので、第3号被保険者ではなくなる。

第1号	要	不問	20~60	2号・3号でない。適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
-----	---	----	-------	--------------------------------


国内居住で年齢要件を満たせば、第1号被保険者となる。

⇒ 保険料納付義務が発生。 ⇒ この設問は正しい

2. 被保険者の過去問

第1号被保険者、第2号被保険者及び第3号被保険者ともに国籍要件を問わない。

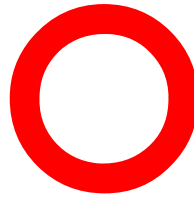
(平成15年・国年法)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

2. 被保険者の過去問

第1号被保険者、第2号被保険者及び第3号被保険者ともに国籍要件を問わない。

(平成15年・国年法)



✓ 設問のとおり。

昭和57年1月1日から、被保険者に係る国籍要件は撤廃されている。


2. 被保険者

	国内 居住	国籍 要件	年齢 要件	その他
第1号	要	不問	20~60	2号・3号でない。 適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
第2号	不問	不問	不問	厚生年金保険の被保険者 (65歳以上は老齢年金の受給権を有しない者のみ)
第3号	原則要	不問	20~60	2号の配偶者(生計維持=被扶養配偶者)。2号でない。 適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
任意 加入	要	不問	20~60	厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けられる者。 2号・3号でない。
	要	不問	60~65	2号・3号でない。 適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
	海外 居住	要	20~65	2号・3号でない。
特例に よる 任意 加入	要	不問	65~70	昭和40年4月1日以前生まれ。 老齢または退職年金の受給権を有しない者。
	海外 居住	要	65~70	2号でない。

2. 被保険者の過去問

60歳で被保険者資格を喪失し日本に居住している特別支給の老齢厚生年金の受給権者（30歳から60歳まで第2号被保険者であり、その他の被保険者期間はない。）であって、老齢基礎年金の支給繰上げの請求を行っていない者は、国民年金の任意加入被保険者になることができる。

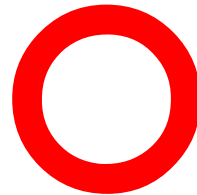
（平成29年・国年法）

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

2. 被保険者の過去問

60歳で被保険者資格を喪失し日本に居住している特別支給の老齢厚生年金の受給権者（30歳から60歳まで第2号被保険者であり、その他の被保険者期間はない。）であって、老齢基礎年金の支給繰上げの請求を行っていない者は、国民年金の任意加入被保険者になることができる。

（平成29年・国年法）




✓ 設問のとおり。設問の者は、老齢基礎年金の額の計算の基礎となる月数が480に満たないため、任意加入被保険者になることができる。なお、老齢基礎年金の支給繰上げの請求を行っている場合には、任意加入被保険者となることができない。

2. 被保険者

	国内 居住	国籍 要件	年齢 要件	その他
第1号	要	不問	20~60	2号・3号でない。 適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
第2号	不問	不問	不問	厚生年金保険の被保険者 (65歳以上は老齢年金の受給権を有しない者のみ)
第3号	原則要	不問	20~60	2号の配偶者(生計維持=被扶養配偶者)。2号でない。 適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
任意 加入	要	不問	20~60	厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けられる者。 2号・3号でない。
	要	不問	60~65	2号・3号でない。 適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
	海外 居住	要	20~65	2号・3号でない。
特例に よる 任意 加入	要	不問	65~70	昭和40年4月1日以前生まれ。 老齢または退職年金の受給権を有しない者。
	海外 居住	要	65~70	2号でない。

2. 被保険者の過去問

株式会社の代表取締役は、70歳未満であっても被保険者となることはないが、代表取締役以外の取締役は被保険者となることがある。(令和2年・厚年法)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

2. 被保険者の過去問

株式会社の代表取締役は、70歳未満であっても被保険者となることはないが、代表取締役以外の取締役は被保険者となることがある。(令和2年・厚年法)



- ✓ 株式会社の代表取締役も被保険者となりえる。

2. 被保険者（厚生年金保険法）

厚生年金保険法（被保険者）

第9条 適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。

⇒ 代表取締役は使用されるもの？

2. 被保険者（厚生年金保険法）

（昭和24年7月28日保発74号）

■法人の代表者又は業務執行者の被保険者資格について■

法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等法人の代表者又は業務執行者であつて、他面その法人の業務の一部を担任している者は、その限度において使用関係にある者として、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取扱つて来たのであるが、今後これら法人の代表者又は業務執行者であつても、法人から、労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者として被保険者の資格を取得させるよう致されたい。

なお、法人に非ざる社団又は組合の総裁、会長及び組合及び組合長等その団体の理事者の地位にある者、又は地方公共団体の業務執行者についても同様な取扱と致されたい。

2. 被保険者（代表取締役・個人事業主）

制度	法人の代表取締役	個人事業主
労基法		
労災法		
雇用法		
健康法		
国年法		
厚年法	○	×
国保法		

2. 被保険者（代表取締役・個人事業主）

制度	法人の代表取締役	個人事業主
労基法	×	×
労災法	△ (特別加入)	△ (特別加入)
雇用法	×	×
健康法	○	×
国年法	○ (第2号被保険者)	○ (第1号被保険者)
厚年法	○	×
国保法	×	○

2. 被保険者の過去問

適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者であって、任意単独被保険者になることを希望する者は、当該事業所の事業主の同意を得たうえで資格取得に係る認可の申請をしなければならないが、事業主の同意を得られなかった場合でも保険料をその者が全額自己負担するのであれば、申請することができる。
(令和2年・厚年法)

誤りだと判断した方は挙手👏をお願いします。

2. 被保険者の過去問

適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者であって、任意単独被保険者になることを希望する者は、当該事業所の事業主の同意を得たうえで資格取得に係る認可の申請をしなければならないが、事業主の同意を得られなかった場合でも保険料をその者が全額自己負担するのであれば、申請することができる。
(令和2年・厚年法)



✓ 事業主の同意(半額負担) + 認可 が必須

2. 被保険者（厚生年金保険法）

厚生年金保険法

第10条

適用事業所以外の事業所に使用される 18 歳未満の者は、厚生労働大臣の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができる。

2 前項の認可を受けるには、その事業所の事業主の同意を得なければならない。

第11条

前条の規定による被保険者は、厚生労働大臣の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

2. 被保険者（厚生年金保険法）

厚生年金保険法

第10条

適用事業所以外¹の事業所に使用される70歳未満²の者は、厚生労働大臣の認可³を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができる。

2 前項の認可を受けるには、その事業所の事業主の同意⁴を得なければならない。

第11条

前条の規定による被保険者は、厚生労働大臣の認可⁵を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

2. 被保険者（厚生年金保険法）

（高齡任意加入被保険者）

厚年法附則4条の3

1 適用事業所に使用される70歳以上の者であつて、老齡厚生年金、国民年金法による老齡基礎年金その他の老齡又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しないもの（第12条各号に該当する者を除く。）は、第9条の規定にかかわらず、実施機関に申し出て、被保険者となることができる。

法附則4条の5

1 適用事業所以外の事業所に使用される70歳以上の者であつて、附則第4条の3第1項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないものは、厚生労働大臣の認可を受けて、被保険者となることができる。この場合において、第10条第2項、第11条、第12条、第13条第2項、第14条、第18条第1項ただし書、第27条、第29条、第30条、第102条第1項（第1号及び第2号に限る。）及び第104条の規定を準用する。

2. 被保険者（厚生年金保険法）

		70歳未満	70歳以上
強制適用 事業所 任意適用 事業所	名称		
	手続き		
	保険料		
適用事業 所以外の 事業所	名称		
	手続き		
	保険料		


2. 被保険者（厚生年金保険法）

		70歳未満	70歳以上
強制適用 事業所 任意適用 事業所	名称	強制加入被保険者	高齡任意加入被保険者
	手続き	法律上当然に	実施機関への申し出
	保険料	半額負担	全額負担 (事業主の同意で半額負担)
適用事業 所以外の 事業所	名称	任意単独被保険者	高齡任意加入被保険者
	手続き	事業主の同意 厚生労働大臣の認可	
	保険料	半額負担	

2. 被保険者の過去問

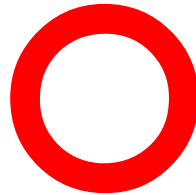
適用事業所に使用される70歳以上の者であって、老齢厚生年金、老齢基礎年金等の受給権を有しないもの（厚生年金保険法の規定により被保険者としなないとされた者を除く。）が、高齡任意加入被保険者の資格を取得するためには、事業主の同意は必ずしも要しないが、実施機関に申し出る必要がある。

（平成20年・厚年法）

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

2. 被保険者の過去問

適用事業所に使用される70歳以上の者であって、老齢厚生年金、老齢基礎年金等の受給権を有しないもの（厚生年金保険法の規定により被保険者としなないとされた者を除く。）が、高齡任意加入被保険者の資格を取得するためには、事業主の**同意は必ずしも要しない**が、実施機関に**申し出**る必要がある。
(平成20年・厚年法)



- ✓ 実施機関への申し出。同意がない場合は保険料全額負担。


2. 被保険者（厚生年金保険法）

		70歳未満	70歳以上
強制適用 事業所 任意適用 事業所	名称	強制加入被保険者	高齡任意加入被保険者
	手続き	法律上当然に	実施機関への申し出
	保険料	半額負担	全額負担 (事業主の同意で半額負担)
適用事業 所以外の 事業所	名称	任意単独被保険者	高齡任意加入被保険者
	手続き	事業主の同意 厚生労働大臣の認可	
	保険料	半額負担	

2. 被保険者の過去問

適用事業所以外の事業所に使用される70歳以上の者が高齡任意加入被保険者になるには、事業主の同意を得たうえで、厚生労働大臣に対して申出を行うこととされており、その申出が受理された日に資格を取得する。

(平成26年・厚年法)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

2. 被保険者の過去問

適用事業所以外の事業所に使用される70歳以上の者が高齡任意加入被保険者になるには、事業主の同意を得たうえで、厚生労働大臣に対して**申出を行う**こととされており、その申出が受理された日に資格を取得する。

(平成26年・厚年法)



✓ 厚生労働大臣に対して申出を行うのではなく「**厚生労働大臣の認可を受ける**」であり、「厚生労働大臣の認可があった日」に資格を取得する。

2. 被保険者（厚生年金保険法）

		70歳未満	70歳以上
強制適用 事業所 任意適用 事業所	名称	強制加入被保険者	高齡任意加入被保険者
	手続き	法律上当然に	実施機関への申し出
	保険料	半額負担	全額負担 (事業主の同意で半額負担)
適用事業 所以外の 事業所	名称	任意単独被保険者	高齡任意加入被保険者
	手続き	事業主の同意 厚生労働大臣の認可	
	保険料	半額負担	

国民年金法・厚生年金保険法を横断整理

1. 年金の全体像・総則

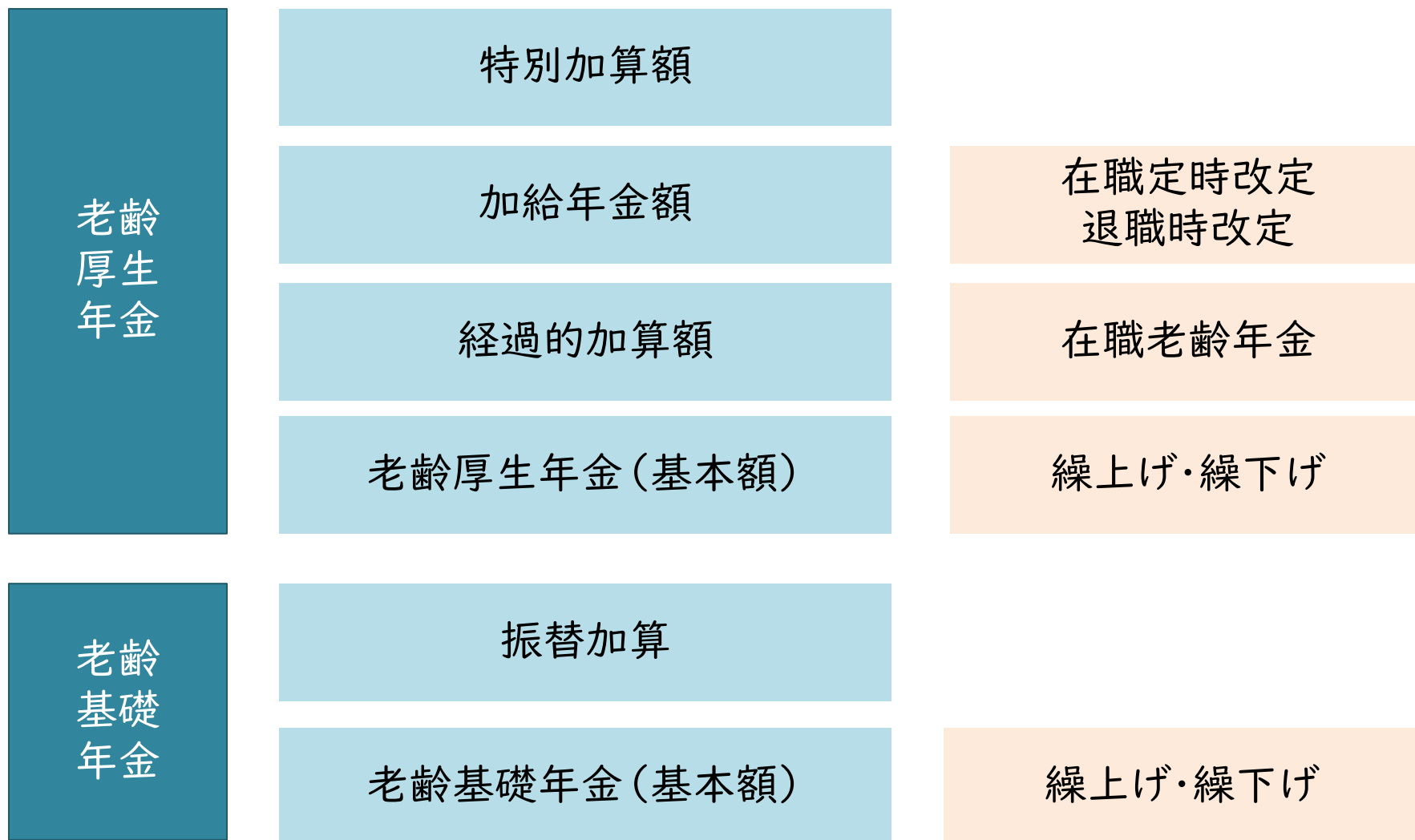
2. 被保険者

3. 老齢年金

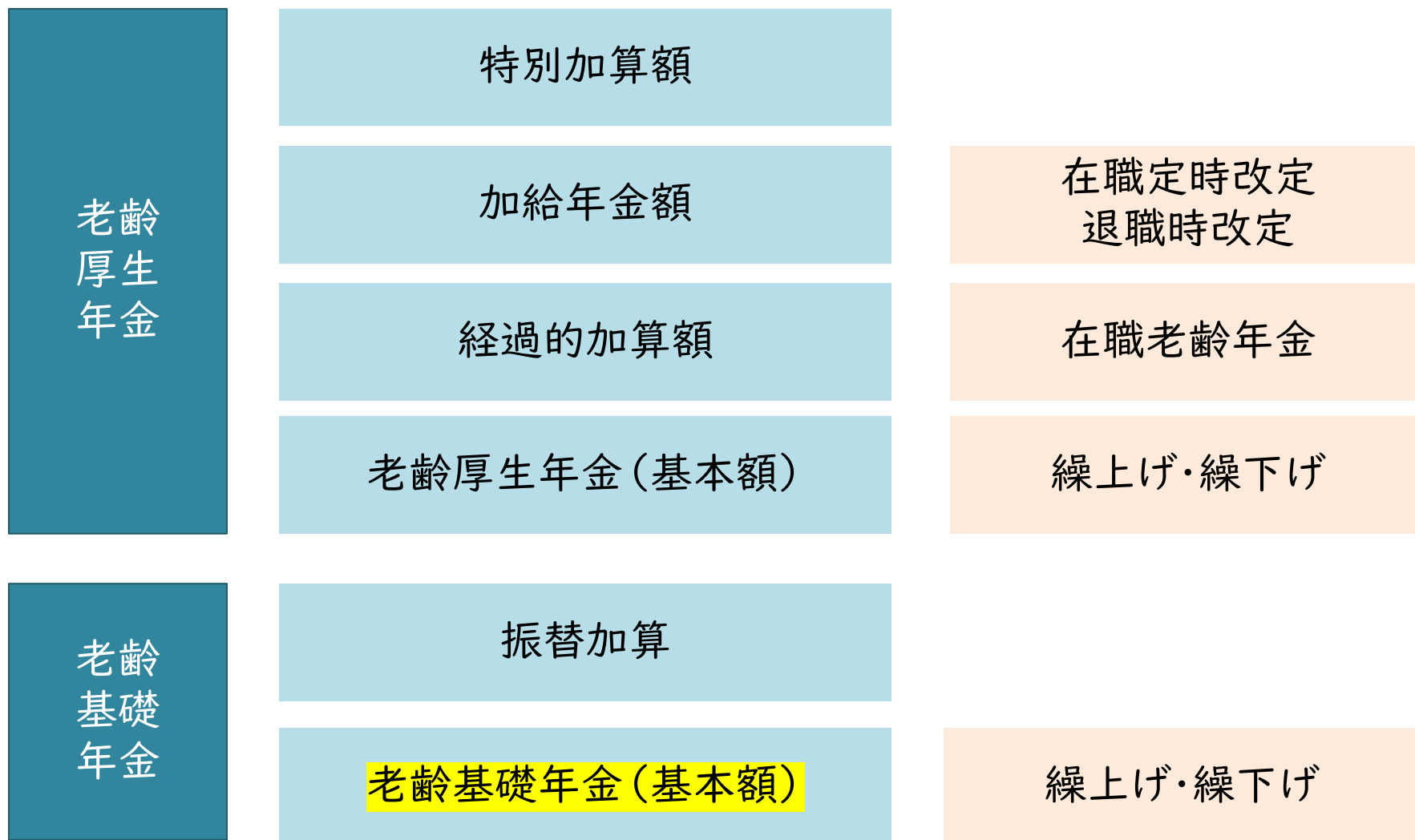
4. 障害年金

5. 遺族年金

3. 老齡年金（特別支給の老齡厚生年金を除く）



3. 老齡年金（特別支給の老齡厚生年金を除く）



3. 老齡年金（老齡基礎年金）

老齡基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生納付特例及び保険料納付猶予の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを [] ）を有する者が [] 歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が [] 年に満たないときは、この限りでない。

3. 老齡年金（老齡基礎年金）

老齡基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生納付特例及び保険料納付猶予の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者が65歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が10年に満たないときは、この限りでない。

3. 老齡年金（老齡基礎年金）

国民年金法（年金額）第27条

老齡基礎年金の額は、780,900円に改定率を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。ただし、保険料納付済期間の月数が480に満たない者に支給する場合は、当該額に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（480を限度とする。）を480で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 1 保険料納付済期間の月数
- 2 保険料4分の1免除期間の月数（480から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の8分の7に相当する月数
- 3 以下 ……（省略）……

$$780,900\text{円} \times \text{改定率} \times \frac{\text{保険料納付済期間の月数} + \frac{4}{8} \times \frac{7}{8} + \frac{\text{半額免除期間の月数}}{4} + \frac{4}{8} \times \frac{3}{8} + \frac{\text{全額免除期間の月数}}{2}}{480}$$

改定率はどのように決まるのでしょうか？

令和5年度の年金額の改定(スライド)について

- 年金額は、賃金や物価の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっている。名目賃金変動率が物価変動率を上回る場合は、新規裁定者(67歳以下)は名目賃金変動率を、既裁定者(68歳以上)は物価変動率を用いて改定する。
- この結果、令和5年度の年金額は、新規裁定者(昭和31年4月2日以後に生まれた方)は令和4年度から+2.2%の増額改定となり、既裁定者(昭和31年4月1日以前に生まれた方)は令和4年度から+1.9%の増額改定となる。

(1) 物価変動率・賃金変動率

前年の消費者物価指数(CPI)の変動率

↓ **【+2.5%】** (令和4年)

物価変動率

【+2.5%】

2~4年度前(直近3年度平均)の实质賃金変動率

+ **【+0.3%】** (令和元~令和3年度平均実績値)

前年の消費者物価指数(CPI)の変動率

↓ **【+2.5%】** (令和4年)

名目手取り賃金変動率

【+2.8%】

(2) マクロ経済スライドによる調整 **【▲0.6%】**

【▲0.6%】 = 令和5年度のマクロ経済スライド調整率(▲0.3%)
+
令和4年度のマクロ経済スライド調整率(▲0.2%)
+
令和3年度のマクロ経済スライド調整率(▲0.1%)
キャリアオーバー分による調整

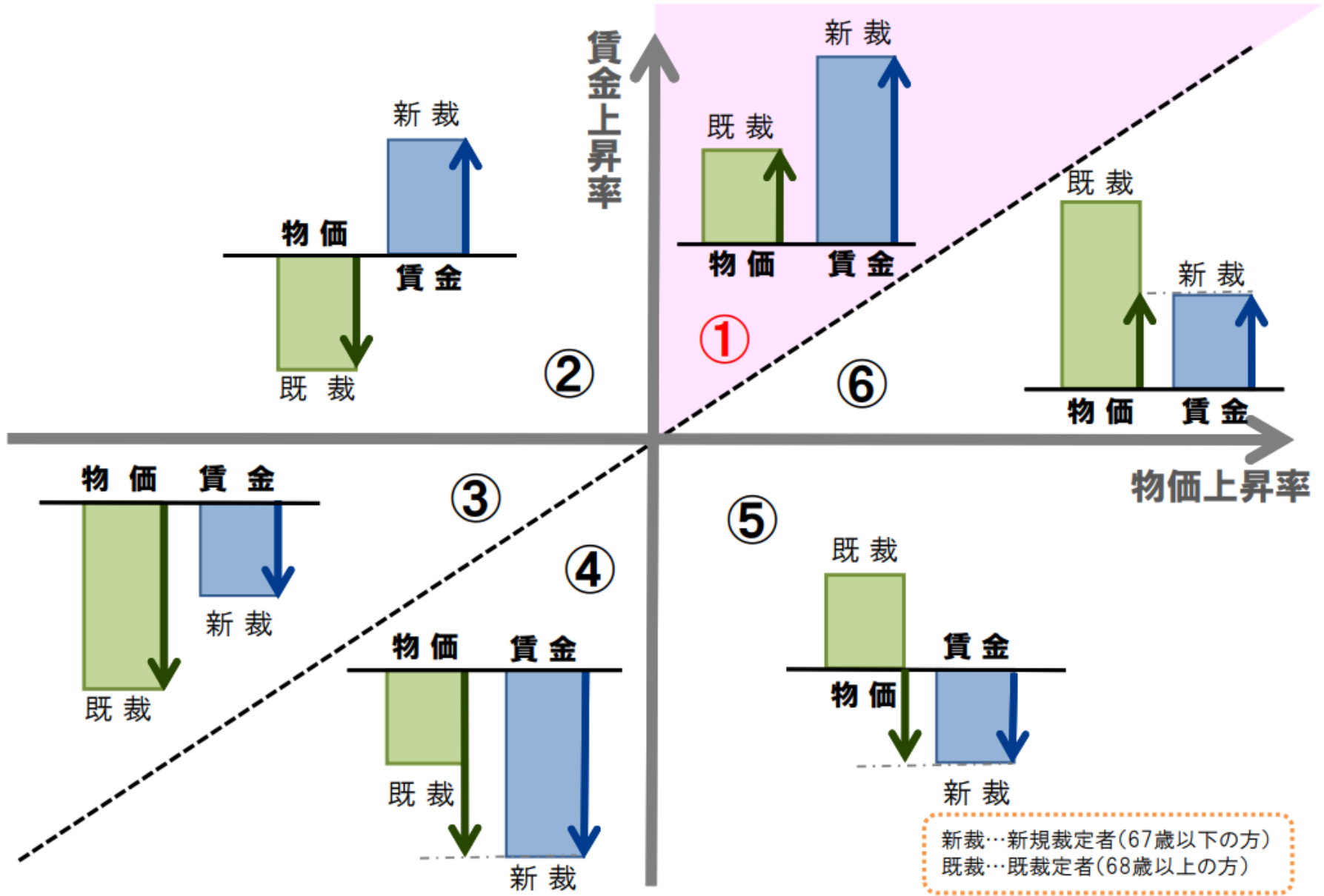
既裁定者
(68歳以上)

年金額改定率 **【+1.9%】**

新規裁定者
(67歳以下)

年金額改定率 **【+2.2%】**

年金額の改定(スライド)のルール



新裁…新規裁定者(67歳以下の方)
 既裁…既裁定者(68歳以上の方)

3. 老齡年金（老齡基礎年金）

* 1 令和5年度の新規裁定者の改定率は、1.018

$$1.018 \doteq \text{令和4年度の改定率 (0.996)} \times \text{「1.022」}$$

* 2 令和5年度の既裁定者の改定率は、1.015

$$1.015 \doteq \text{令和4年度の改定率 (0.996)} \times \text{「1.019」}$$


〈補足〉具体的には、国民年金法による改定率の改定等に関する政令1条に定められている。

	令和5年度の改定の基準 (本来の改定の基準を適用)	令和5年度の改定率
新規裁定者 (68歳到達年度前)	名目手取り賃金変動率×調整率 ×前年度の特別調整率 \doteq 1.022	1.018
既裁定者 (68歳到達年度以後)	物価変動率×調整率× 前年度の基準年度以後特別調整率 \doteq 1.019	1.015

法改正テキスト p.90

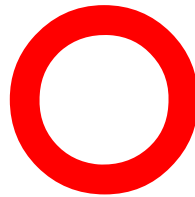
3. 老齢厚生年金の過去問

老齢厚生年金及び障害厚生年金の受給権者の配偶者に対する加給年金額、老齢厚生年金の受給権者の子に対する加給年金額については、受給権者本人が68歳以降になっても、基礎年金の新規裁定者の改定率と同様の改定率によって改定する。
(平成18年・厚年法)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

3. 老齢厚生年金の過去問

老齢厚生年金及び障害厚生年金の受給権者の配偶者に対する加給年金額、老齢厚生年金の受給権者の子に対する加給年金額については、受給権者本人が68歳以降になっても、基礎年金の新規裁定者の改定率と同様の改定率によって改定する。
(平成18年・厚年法)



✓ 加給年金については、年齢に関係なく、基礎年金の新規裁定者の改定率(名目手取り賃金変動率)により改定されます。

3. 改定

□ 令和5年度の国民年金の給付額（改定率によって改定されるもの） □

名 称	年 額
老齢基礎年金	新規裁定者：780,900円×1.018（795,000円） 既裁定者*：780,900円×1.015（792,600円）
障害基礎年金 2級	新規裁定者：780,900円×1.018（795,000円） 既裁定者*：780,900円×1.015（792,600円）
	〈補足〉1級の額は、2級の額×1.25 ^②
遺族基礎年金	新規裁定者：780,900円×1.018（795,000円） 既裁定者*：780,900円×1.015（792,600円）
子の加算額（第2子まで）	224,700円×1.018（228,700円）
子の加算額（第3子以降）	74,900円×1.018（76,200円）

②この額については、国民年金法17条による端数処理（1円単位で算出）の対象となる。

……令和5年度の障害基礎年金（1級）の額

→新規裁定者：795,000円×1.25=993,750円

既裁定者*：792,600円×1.25=990,750円

3. 改定

□ 令和5年度の厚生年金保険の給付額（改定率によって改定されるもの） □


種 類	年 額
定額部分の基本単価	新規裁定者： 1,628円×1.018（ 1,657円） 既裁定者*： 1,628円×1.015（ 1,652円）
配偶者加給年金額	224,700円×1.018（228,700円）
配偶者特別加算額	33,200円×1.018（ 33,800円） 66,300円×1.018（ 67,500円） 99,500円×1.018（101,300円） 132,600円×1.018（135,000円） 165,800円×1.018（168,800円）
子の加給年金額（第2子まで）	224,700円×1.018（228,700円）
子の加給年金額（第3子以降）	74,900円×1.018（ 76,200円）
障害厚生年金の最低保障額	新規裁定者： 2級の障害基礎年金の額（795,000円） × 3 / 4（596,300円） 既裁定者*： 2級の障害基礎年金の額（792,600円） × 3 / 4（594,500円）
障害手当金の最低保障額	新規裁定者： 障害厚生年金の最低保障額（596,300円） × 2（1,192,600円） 既裁定者*： 障害厚生年金の最低保障額（594,500円） × 2（1,189,000円）
中高齢寡婦加算	遺族基礎年金の額（795,000円）× 3 / 4（596,300円）

* 既裁定者……令和5年度の改定においては、昭和31年4月1日以前生まれの者

〈補足〉子の加算額、加給年金額（特別加算額）、中高齢寡婦加算額は、新規裁定者の基準で改定

3. 改定

国民年金の保険料における保険料改定率は、平成18年度以降、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に名目手取り賃金変動率を乗じて得た率を基準として改定され、政令で定めることとされている。(平成18年・国年法)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

3. 改定

国民年金の保険料における保険料改定率は、平成18年度以降、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に名目手取り賃金変動率を乗じて得た率を基準として改定され、政令で定めることとされている。(平成18年・国年法)



- ✓ 保険料改定率は、「名目手取り賃金変動率」ではなく「名目賃金変動率」をもとに改定されます。

3. 改定

1	保険料額の改定	令和5年4月1日施行	A
---	---------	------------	---

【改正の概要】

令和5年度及び令和6年度の保険料改定率が定められ、それぞれの年度の実際の保険料額が決定された。

※ 平成26年4月施行の改正により、2年前納制が導入され、2年度分の保険料改定率が定められている。

【内 容】

① 令和5年度においては、「法定の保険料額17,000円」が保険料改定率(0.972)により改定された。その結果、実際の保険料額は16,520円とされた。

令和5年度の実際の保険料額

$17,000円 \times 保険料改定率(0.972) = 16,524円 \Rightarrow 所定の端数処理 \Rightarrow 「16,520円」$

② 令和6年度においては、「法定の保険料額17,000円が保険料改定率(0.999)により改定された。その結果、実際の保険料額は16,980円とされた。

(保険料改定率については、国民年金法による改定率の改定等に関する政令2条を改正)

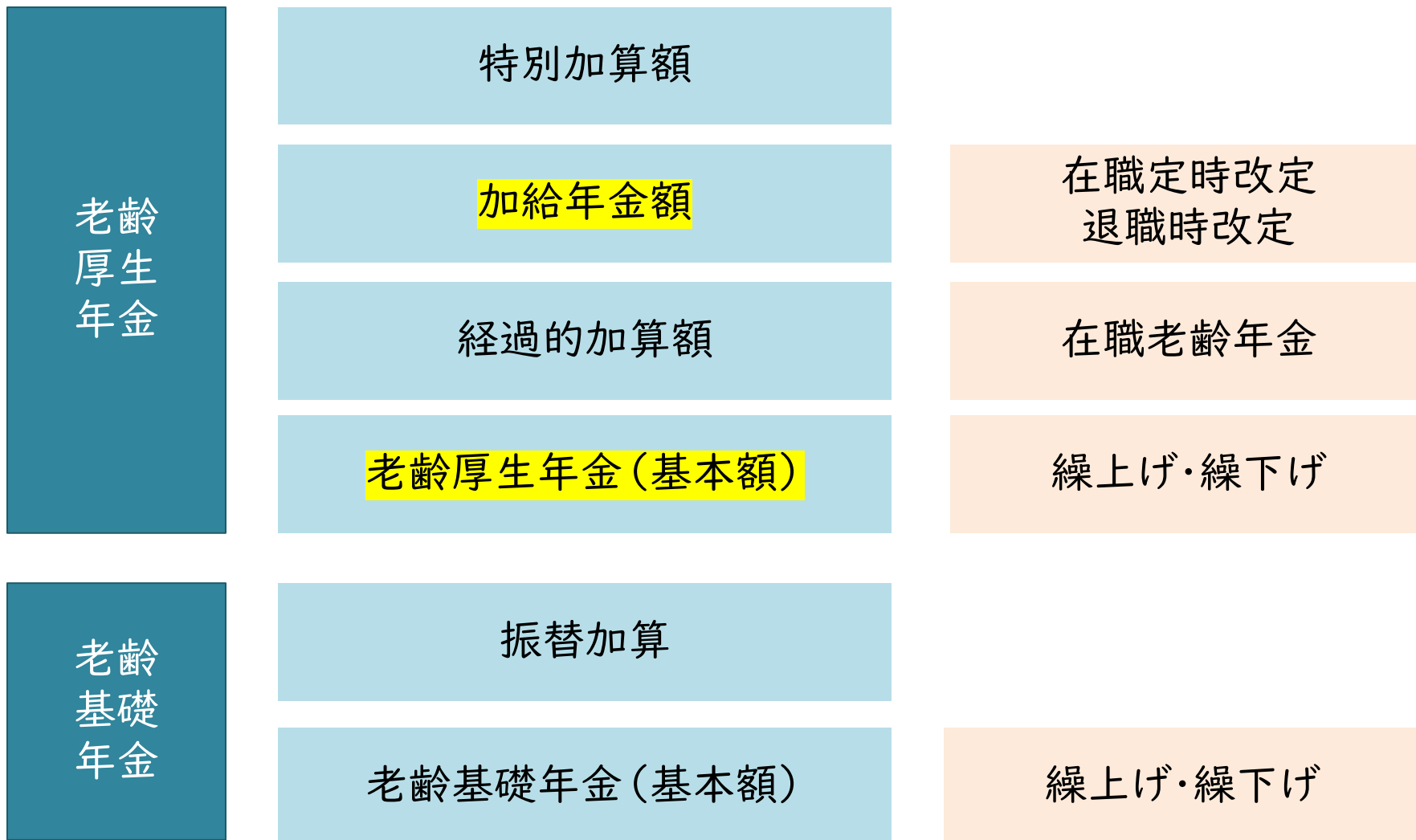


□ 保険料改定率の改定について

保険料改定率は、「前年度の保険料改定率×名目賃金変動率(前々年の物価変動率×4年前の年度の実質賃金変動率)」である。

法改正
テキスト
p.99


3. 老齡年金（特別支給の老齡厚生年金を除く）



3. 老齡厚生年金の過去問

65歳以上の者であって、厚生年金保険の被保険者期間が1年未満の者は、国民年金法に規定する保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上あるときであっても、老齡厚生年金を請求することはできない。

(平成20年・厚年法・改)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

3. 老齢年金の過去問

65歳以上の者であって、厚生年金保険の被保険者期間が1年未満の者は、国民年金法に規定する保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上あるときであっても、老齢厚生年金を請求することはできない。

(平成20年・厚年法・改)



- ✓ 65歳以上の老齢厚生年金は被保険者期間1月以上

3. 老齡年金（老齡厚生年金）

厚生年金保険法

（受給権者）

第42条

老齡厚生年金は、 を有する者が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときに、その者に支給する。

- 一 歳以上であること。
- 二 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 年以上であること。

3. 老齡年金（老齡厚生年金）

厚生年金保険法

（受給権者）

第42条

老齡厚生年金は、**被保険者期間**を有する者が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときに、その者に支給する。

- 一 **65**歳以上であること。
- 二 **保険料納付済期間**と**保険料免除期間**とを合算した期間が**10**年以上であること。


厚生年金保険の被保険者期間は 1月以上

国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間（+合算対象期間）の合計は10年以上

3. 老齢厚生年金の過去問

年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上である老齢厚生年金に加算される加給年金額の対象となる子の年齢要件については、当該子が厚生年金保険法で定める障害等級（以下、「障害等級」という。）1級又は2級に該当する障害の状態にないときは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、及び当該子が障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にあるときは20歳未満である。

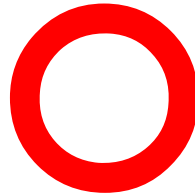
（平成19年・厚年法）

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

3. 老齢厚生年金の過去問

年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上である老齢厚生年金に加算される加給年金額の対象となる子の年齢要件については、当該子が厚生年金保険法で定める障害等級（以下、「障害等級」という。）1級又は2級に該当する障害の状態にないときは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、及び当該子が障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にあるときは20歳未満である。

（平成19年・厚年法）



✓ 設問のとおり。

3. 老齡厚生年金

厚生年金保険法（年金額） 第44条

老齡厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る。）の額は、受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240未満であつたときは、在職定時改定又は退職時改定の規定により当該月数が240以上となるに至つた当時。）その者によって生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者又は子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び20歳未満で障害厚生年金の障害等級に規定する障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、加給年金額を加算した額とする。ただし、障害基礎年金の子の加算額の規定により加算が行われている子があるとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）は、その間、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

加給年金制度について

制度趣旨

老齢厚生年金・障害厚生年金の受給権発生時に生計を維持する配偶者・子がいる場合に、その扶養の実態に着目し、当該年金給付の額に加給年金額を加算する。

支給要件

老齢厚生年金

- ・厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金の受給権者であること
- ・受給権を取得したときに生計を維持（※1）している65歳未満の配偶者（※2）又は18歳到達年度の末日までの子（または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子）があること

障害厚生年金

- ・障害等級1級又は2級の障害厚生年金の受給権者であること
- ・生計を維持（※1）している65歳未満の配偶者（※2）があること（＝子の加算なし）

※1 ①生計同一、②年収850万円（所得655万5千円）未満

※2 配偶者が65歳到達後は加算されない

支給停止

- ・加算対象の配偶者が、厚生年金保険の被保険者期間240月以上の老齢厚生年金等を受給することができる場合（※）には、年金保障上独立しているとして、加給年金額の加算は停止される。

※ 配偶者の老齢厚生年金等の全額が支給停止されている場合には、支給停止されないこととなっていたが、令和4年4月からはこのような場合（障害を支給事由とするものを除く）にも加給年金額の加算が停止されるようになった。

加給年金額

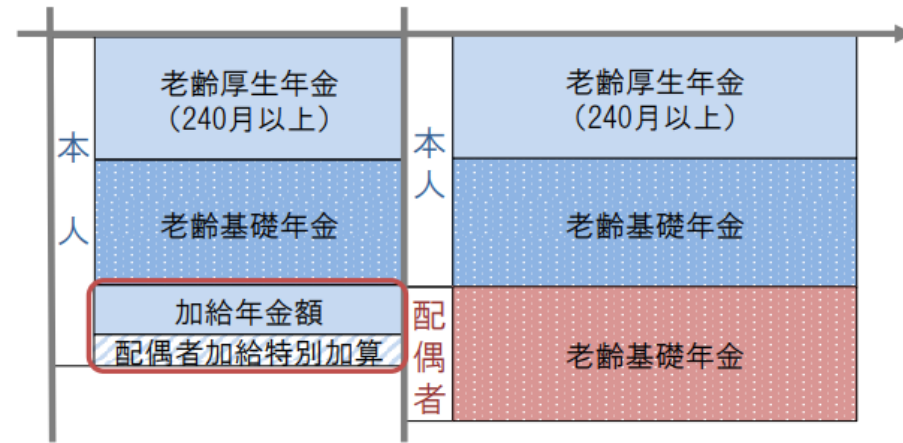
※金額は令和4年度

- ・22万3,800円／年（1万8,650円／月）
（老齢厚生年金の場合、第1子・第2子も同額。第3子以降は7万4,600円／年）
- ・老齢厚生年金における配偶者への加給年金額については受給権者の生年別に加算（配偶者加給特別加算）があり、現在は多くの者が加算込みで38万8,900円／年（3万2,408円／月）を受給している。

<老齢厚生年金における加給年金額の加算イメージ>

本人65歳到達

配偶者65歳到達



公的年金制度の年金給付における加算一覧

①支給要件、②年額、③受給者数、支給総額

	老 齢	障 害	遺 族
厚生年金	<p>配 加給年金</p> <p>①65歳到達時に生計維持・65歳未満 ②223,800円+特別加算(最大165,100円) = 最大388,900円(※1) ③96.0万人、3,743億円</p> <p>子 加給年金</p> <p>①65歳到達時に生計維持・18歳になる年度末まで(※2) ②223,800円(第2子まで) (第3子以降74,600円) ③2.5万人、69億円</p>	<p>配 加給年金</p> <p>①生計維持・65歳未満・ 障害等級1級又は2級 ②223,800円(特別加算なし) ③7.7万人、173億円</p>	<p>配 中高齢寡婦加算</p> <p>①妻・40~64歳(※4) ②583,400円 ③29.6万人、1,734億円</p> <p>配 経過的寡婦加算</p> <p>①妻(昭和31年4月1日以前に生まれた者に限る)・65歳以上or中高齢寡婦加算の受給権者 ②583,400円~19,495円(生年月日による) ③341.3万人、11,269億円</p>
基礎年金	<p>配 振替加算</p> <p>①65歳到達時に生計維持・加給年金対象者(※3) ②223,800円~14,995円 ③713.7万人、8,216億円</p> <p>配 寡婦年金</p>	<p>子 子の加算</p> <p>①生計維持・18歳になる年度末まで ②223,800円(第2子まで) (第3子以降74,600円) ③9.1万人、298億円</p>	<p>子 子の加算</p> <p>①死亡時に生計維持・18歳になる年度末まで ②223,800円(第2子まで) (第3子以降74,600円)(※5) ③7.9万人、247億円</p>

注 ③受給者数及び支給総額については、令和2年度末時点の数値(年金局調べ)。旧法給付、共済組合が支給する年金給付は含まない。

※1 昭和18年4月2日以後生まれの者。

※2 障害厚生年金1級・2級を受給中の子については20歳未満。なお、障害基礎年金の子の加算がある場合は老齢厚生年金の子による加給年金は停止となる。

※3 大正15年4月2日~昭和41年4月1日生まれの者に限る。

※4 子のある妻の場合、40歳に到達した当時、18歳になる年度末までの間(国年法の障害等級に該当する場合は20歳未満)にある子がいることを要する。

※5 子が遺族基礎年金を受給する場合は、第2子223,800円、第3子以降74,600円となる。

3. 老齢厚生年金の過去問

加給年金額が加算されている老齢厚生年金について、その対象となる妻が繰上げ支給の老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けることができるときは、いずれの場合も、その間、妻について加算される額に相当する部分の支給は停止となる。

(平成19年・厚年法)

誤りだと判断した方は挙手👏をお願いします。

3. 老齢厚生年金の過去問

加給年金額が加算されている老齢厚生年金について、その対象となる妻が**繰上げ支給の老齢基礎年金**又は障害基礎年金の支給を受けることができるときは、いずれの場合も、その間、妻について加算される額に相当する部分の支給は停止となる。

(平成19年・厚年法)



- ✓ 繰上げ支給の老齢基礎年金を受けられる場合は、支給停止にならない。

3. 老齡厚生年金

厚生年金保険法（支給停止）第46条の6

第44条第1項の規定によりその額が加算された老齡厚生年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、**老齡厚生年金**（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の**月数が240**以上であるものに限る。）、**障害厚生年金**、国民年金法による**障害基礎年金**その他の年金たる給付のうち、老齡若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。


配偶者が、次のものの支給を受けるとき、加算する額に相当する部分の支給を停止

- ・老齡厚生年金（240月以上）
- ・障害基礎年金
- ・障害厚生年金

⇒ 繰上げ支給の老齡基礎年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、は加算部分の支給停止されない。

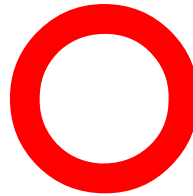
3. 老齢年金の過去問

老齢厚生年金または障害厚生年金の加給年金額の計算の基礎となっていた配偶者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときは、その者の老齢基礎年金の額に加算額を加算する特例が設けられている。(平成22年・国年法)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

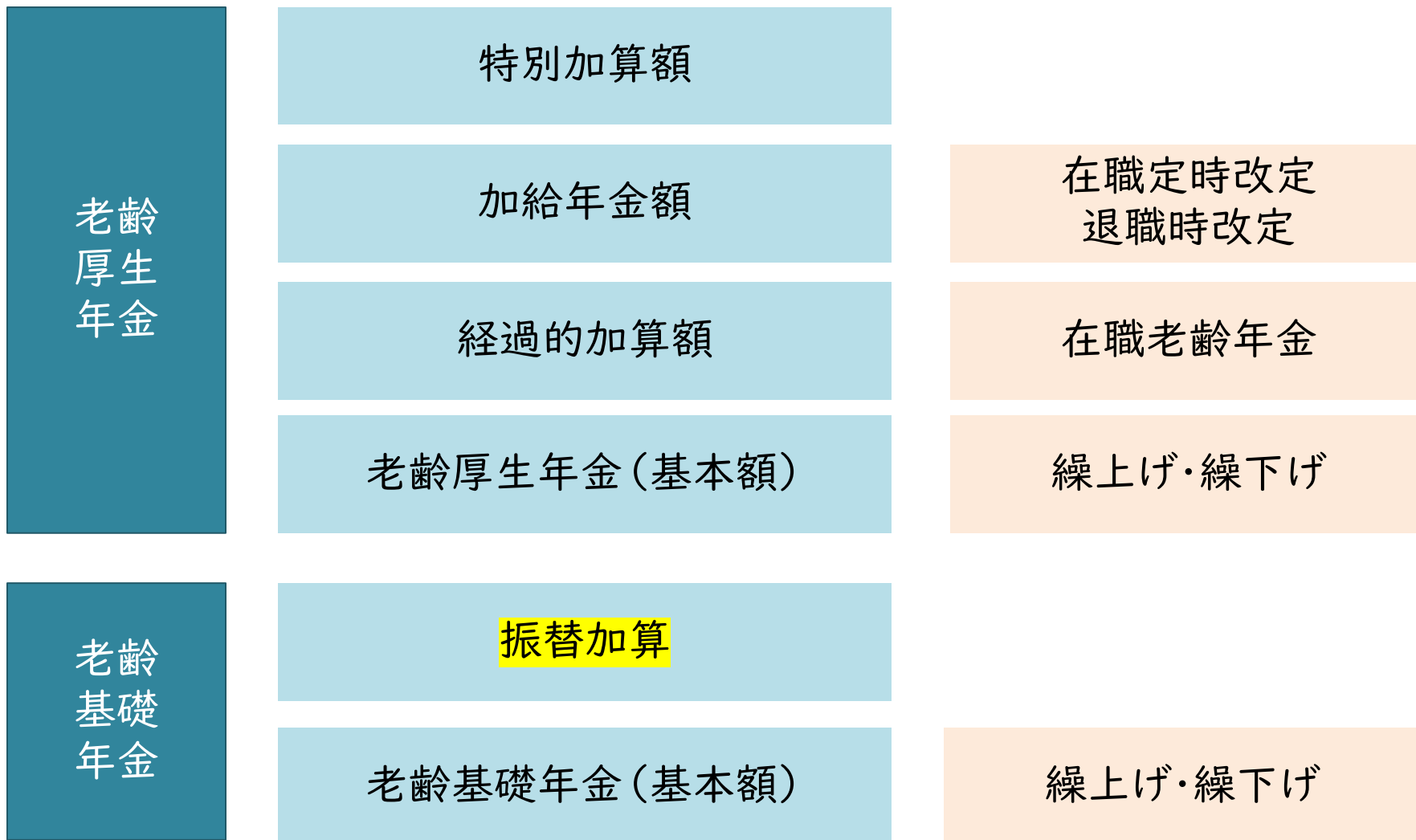
3. 老齢年金の過去問

老齢厚生年金または障害厚生年金の加給年金額の計算の基礎となっていた配偶者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときは、その者の老齢基礎年金の額に加算額を加算する特例が設けられている。(平成22年・国年法)



- ✓ 設問のとおりです。
振替加算の対象は、老齢厚生年金だけでなく
障害厚生年金も対象となります。

3. 老齡年金（特別支給の老齡厚生年金を除く）



振替加算制度について

制度趣旨

昭和61年4月以前は、被用者年金の被扶養配偶者については、国民年金は任意加入とされていたため、昭和61年4月以降にこれらの者が国民年金の被保険者になった場合でも、加入期間が短く、65歳から支給される老齢基礎年金の額が低額になる場合がある。このため、これらの者について、昭和61年4月から60歳に達するまでの期間を考慮して、生年月日に応じて加算を行う。

支給要件

- ・ 老齢基礎年金の受給権者（大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者に限る。）が65歳に達した日において、その者の配偶者によって生計が維持されていること
- ・ 65歳に達した日の前日において、配偶者が受給権を有する老齢厚生年金等（※）の加給年金額の加算対象者となっていること
- ・ 被保険者期間240月以上の老齢厚生年金等を受けることができる者でないこと

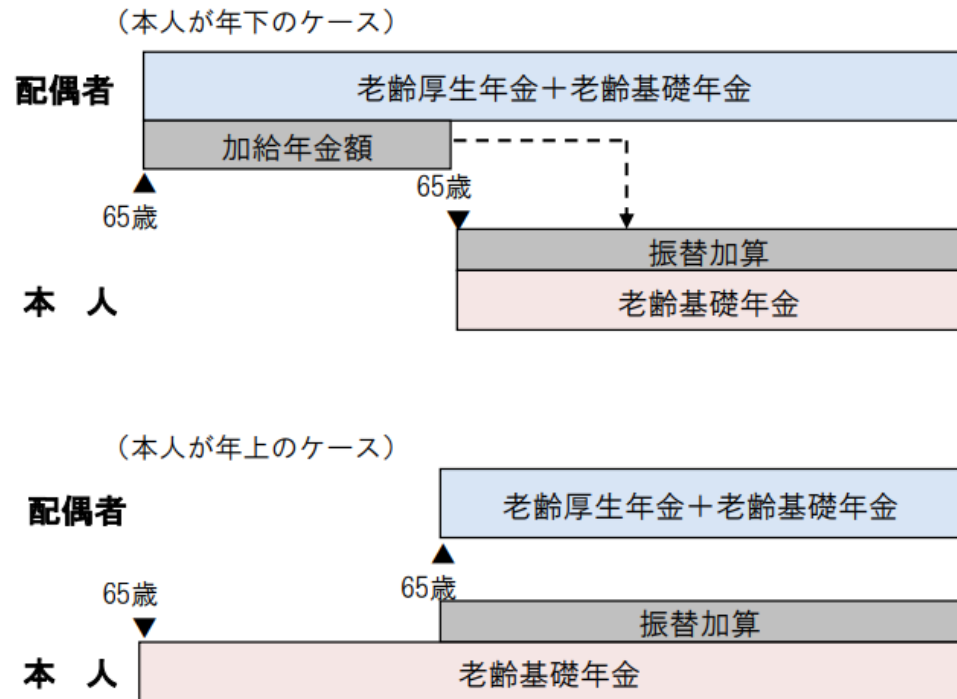
※ 老齢厚生年金（被保険者期間240月以上）、障害厚生年金（1級又は2級）等

振替加算の額

※金額は令和4年度

- ・ 生年に応じて、223,800円／年～14,995円／年
- ※ 昭和41（1966）年4月2日生まれの者が65歳に到達する令和13（2031）年4月1日以降は、新たな加算対象者は発生しない。

<加給年金額と振替加算の加算イメージ>



3. 老齢年金（振替加算）

振替加算の要件（わかりやすさのため夫・妻としていますが、逆も可）

（妻）①～③のいずれにも該当すること

① 老齢基礎年金の受給権者（妻）が大正15年4月2日から [] までの間に生まれた者であること。

② 妻が **65歳に達した日** において、(1) (2) に該当する配偶者（夫）によって生計を維持していたこと。

③ 妻が **65歳に達した日の前日** において、当該配偶者（夫）が受給権を有する(1) (2) のいずれかの年金給付の加給年金額の計算の基礎となっていたこと。

（夫）(1) (2) のいずれかに該当すること

(1) **老齢厚生年金** 又は退職共済年金の受給権者（その額の計算の基礎となる期間の月数が240以上であるものに限る。）であること。

(2) **障害厚生年金** 又は障害共済年金の受給権者（当該障害厚生年金又は当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する者に限る。）

3. 老齢年金（振替加算）

振替加算の要件（わかりやすさのため夫・妻としていますが、逆も可）

（妻）①～③のいずれにも該当すること

① 老齢基礎年金の受給権者（妻）が大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者であること。

② 妻が65歳に達した日において、(1)(2)に該当する配偶者（夫）によって生計を維持していたこと。

③ 妻が65歳に達した日の前日において、当該配偶者（夫）が受給権を有する(1)(2)のいずれかの年金給付の加給年金額の計算の基礎となっていたこと。

（夫）(1)(2)のいずれかに該当すること

(1) 老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権者（その額の計算の基礎となる期間の月数が240以上であるものに限る。）であること。

(2) 障害厚生年金又は障害共済年金の受給権者（当該障害厚生年金又は当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する者に限る。）

3. 老齡年金（振替加算）

振替加算が行われない場合・支給停止の場合

（わかりやすさのため夫・妻としていますが、逆も可）

（昭和60年改正国民年金法附則第14条）

① 老齡基礎年金の受給権者（妻）が、老齡厚生年金または退職共済年金（その額の計算の基礎となる被保険者期間等の月数が240以上であるものに限る）の受給権を有するときは、振替加算は行わない。

（昭和60年改正国民年金法附則第16条第1項）

② 振替加算によりその額が加算された老齡基礎年金は、その受給権者（妻）が障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものの支給を受けるときは、その間、加算する額に相当する部分の支給を停止する。

3. 老齢年金の過去問（振替加算）

振替加算の規定によりその額が加算された老齢基礎年金の受給権者が、遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、振替加算の規定により加算された額に相当する部分の支給が停止される。（令和3年・国年法）

誤りだと判断した方は挙手👏をお願いします。

3. 老齢年金の過去問（振替加算）


振替加算の規定によりその額が加算された老齢基礎年金の受給権者が、遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、振替加算の規定により加算された額に相当する部分の支給が停止される。（令和3年・国年法）



- ✓ 遺族厚生年金の支給を受けることができるときは支給停止されない。
障害を支給事由とする年金たる給付を受けることができるときは
支給停止される。

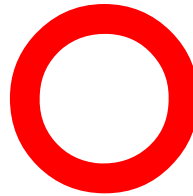
3. 老齢年金の過去問（振替加算）

老齢基礎年金の支給繰上げの請求をした場合の振替加算については、受給権者が65歳に達した日以後に行われる。老齢基礎年金の支給繰下げの申出をした場合は、振替加算も繰下げて支給されるが、振替加算額が繰下げにより増額されることはない。（令和3年・国年法）

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

3. 老齢年金の過去問（振替加算）

老齢基礎年金の支給繰上げの請求をした場合の振替加算については、受給権者が65歳に達した日以後に行われる。老齢基礎年金の支給繰下げの申出をした場合は、振替加算も繰下げて支給されるが、振替加算額が繰下げにより増額されることはない。（令和3年・国年法）



✓ 設問のとおりです。

振替加算は、

繰上げの場合：65歳に達した日以後

繰下げの場合：あわせて繰下げ（増額なし）

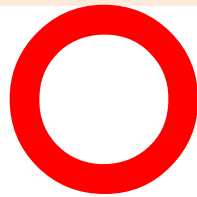
3. 老齡年金の過去問（振替加算）

20歳から60歳まで国民年金のみに加算していた妻（昭和37年4月2日生まれ）は、60歳で老齡基礎年金の支給繰上げの請求をした。当該夫婦は妻が30歳のときに婚姻し、婚姻以後は継続して、厚生年金保険の被保険者である夫（昭和34年4月2日生まれ）に生計を維持されている。妻が65歳に達した時点で、夫は厚生年金保険の被保険者期間の月数を240か月以上有するものの、在職老齡年金の仕組みにより老齡厚生年金が配偶者加給年金額を含め全額支給停止されていた場合であっても、妻が65歳に達した日の属する月の翌月分から老齡基礎年金に振替加算が加算される。（平成27年・国年法・改）

誤りだと判断した方は挙手👏をお願いします。

3. 老齡年金の過去問（振替加算）

20歳から60歳まで国民年金のみに加算していた妻（昭和37年4月2日生まれ）は、60歳で老齡基礎年金の支給繰上げの請求をした。当該夫婦は妻が30歳のときに婚姻し、婚姻以後は継続して、厚生年金保険の被保険者である夫（昭和34年4月2日生まれ）に生計を維持されている。妻が65歳に達した時点で、夫は厚生年金保険の被保険者期間の月数を240か月以上有するものの、在職老齡年金の仕組みにより老齡厚生年金が配偶者加給年金額を含め全額支給停止されていた場合であっても、妻が65歳に達した日の属する月の翌月分から老齡基礎年金に振替加算が加算される。（平成27年・国年法・改）



- ✓ 設問のとおり。厚生年金保険側において、在職老齡年金の仕組みにより配偶者加給年金が全額支給停止されている場合であっても、振替加算は、国民年金側から支給されるものであるため、所定の要件を満たせば、振替加算が加算される。

3. 老齢年金

振替加算の要件（わかりやすさのため夫・妻としていますが、逆も可）

（妻）①～③のいずれにも該当すること

① 老齢基礎年金の受給権者（妻）が大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者であること。

② 妻が65歳に達した日において、(1) (2)に該当する配偶者（夫）によって生計を維持していたこと。

③ 妻が65歳に達した日の前日において、当該配偶者（夫）が受給権を有する(1) (2)のいずれかの年金給付の加給年金額の計算の基礎となっていたこと。

（夫）(1) (2)のいずれかに該当すること

(1) 老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権者（その額の計算の基礎となる期間の月数が240以上であるものに限る。）であること。

(2) 障害厚生年金又は障害共済年金の受給権者（当該障害厚生年金又は当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する者に限る。）

3. 老齢年金

振替加算が行われない場合・支給停止の場合

(わかりやすさのため夫・妻としていますが、逆も可)

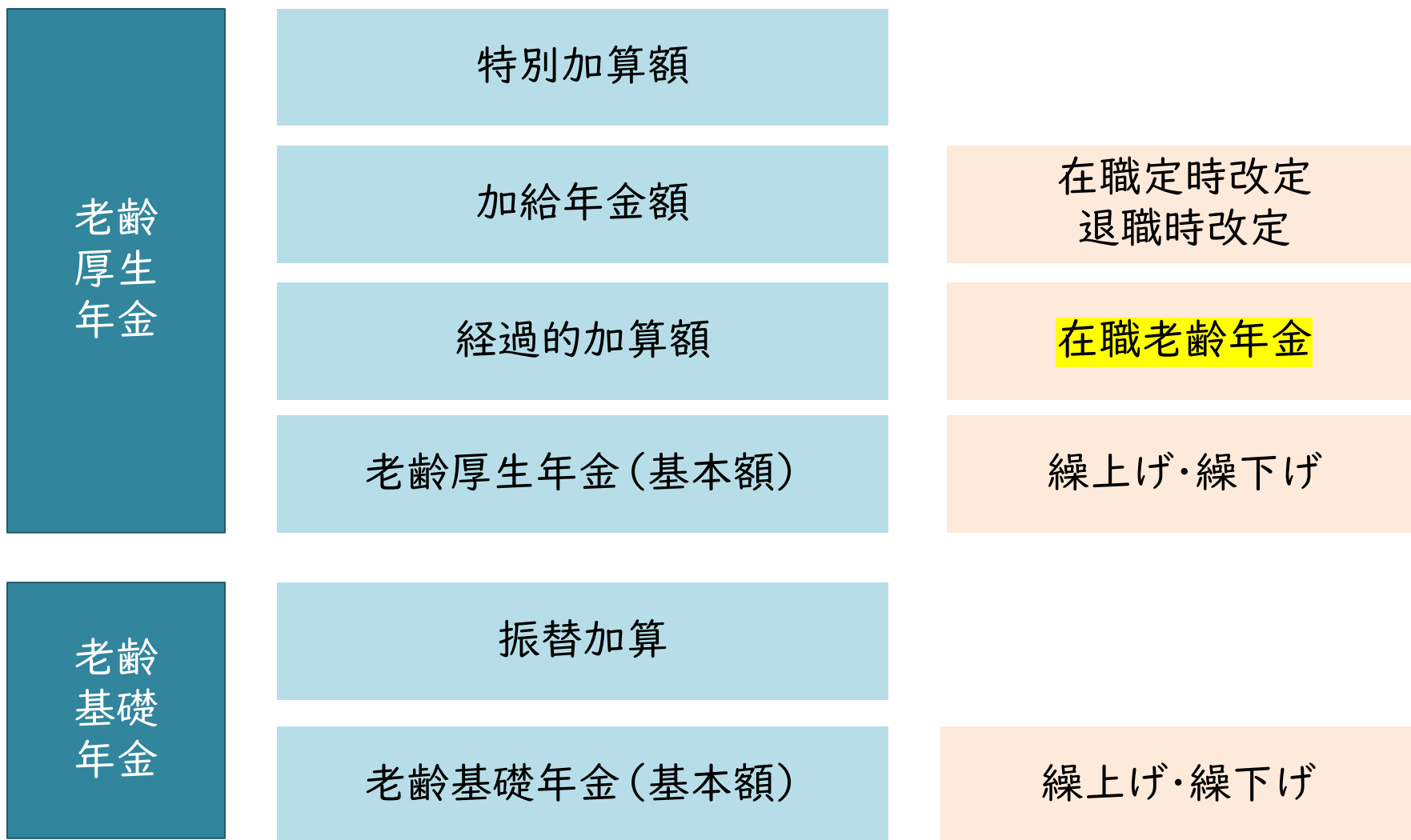
(昭和60年改正国民年金法附則第14条)

① 老齢基礎年金の受給権者(妻)が、老齢厚生年金または退職共済年金(その額の計算の基礎となる被保険者期間等の月数が240以上であるものに限る)の受給権を有するときは、振替加算は行わない。

(昭和60年改正国民年金法附則第16条第1項)


② 振替加算によりその額が加算された老齢基礎年金は、その受給権者(妻)が障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、加算する額に相当する部分の支給を停止する。

3. 老齡年金（特別支給の老齡厚生年金を除く）



3. 老齡年金の過去問（在職老齡年金）

60歳台後半の在職老齡年金においては、支給停止の対象となるのは老齡厚生年金と経過的加算額であり、老齡基礎年金は支給停止の対象にはならない。
(平成24年・厚年法)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

3. 老齡年金の過去問（在職老齡年金）

60歳台後半の在職老齡年金においては、支給停止の対象となるのは老齡厚生年金と経過的加算額であり、老齡基礎年金は支給停止の対象にはならない。
(平成24年・厚年法)



✓ 経過的加算額も支給停止されない。

3. 老齡年金の過去問（在職老齡年金）

厚生年金保険法（支給停止）第46条

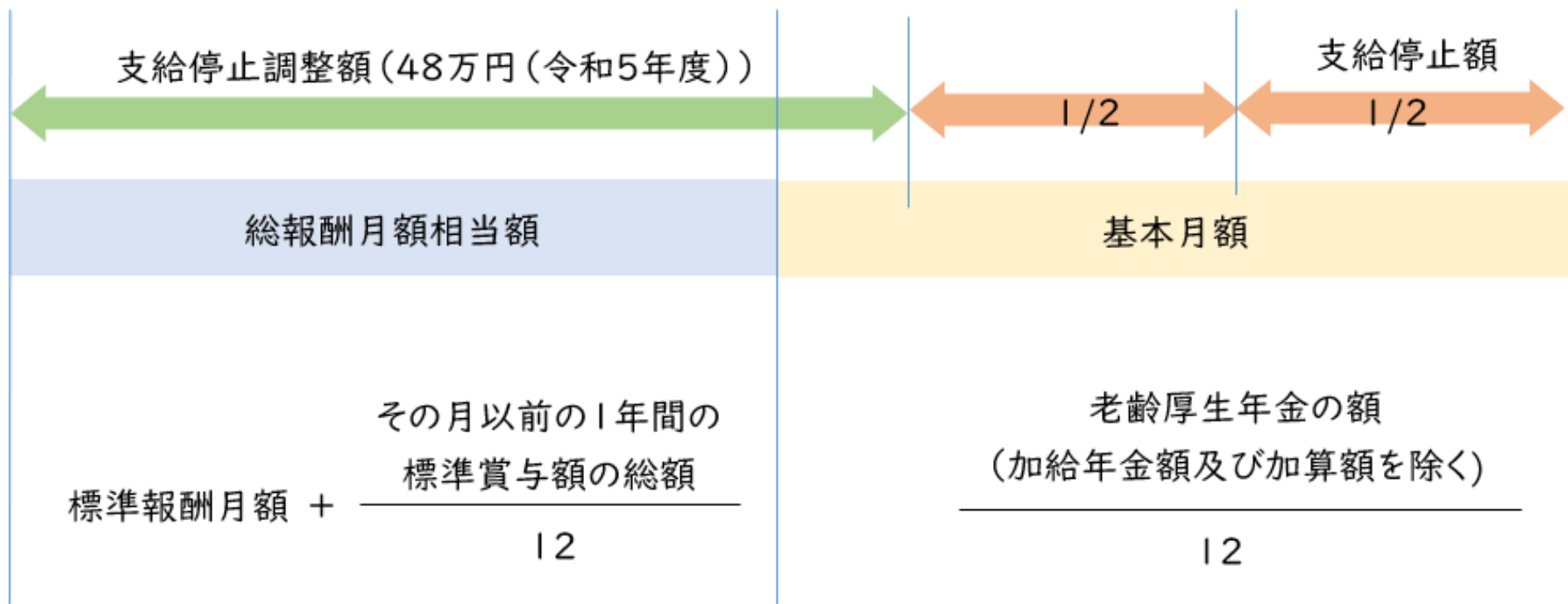
老齡厚生年金の受給権者が被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額（以下「総報酬月額相当額」という。）及び老齡厚生年金の額（加給年金額及び加算額を除く。以下この項において同じ。）を12で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齡厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の2分の1に相当する額に12を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齡厚生年金の額以上であるときは、老齡厚生年金の全部（加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

基本月額の計算の際は、加給年金額と加算額は除く。

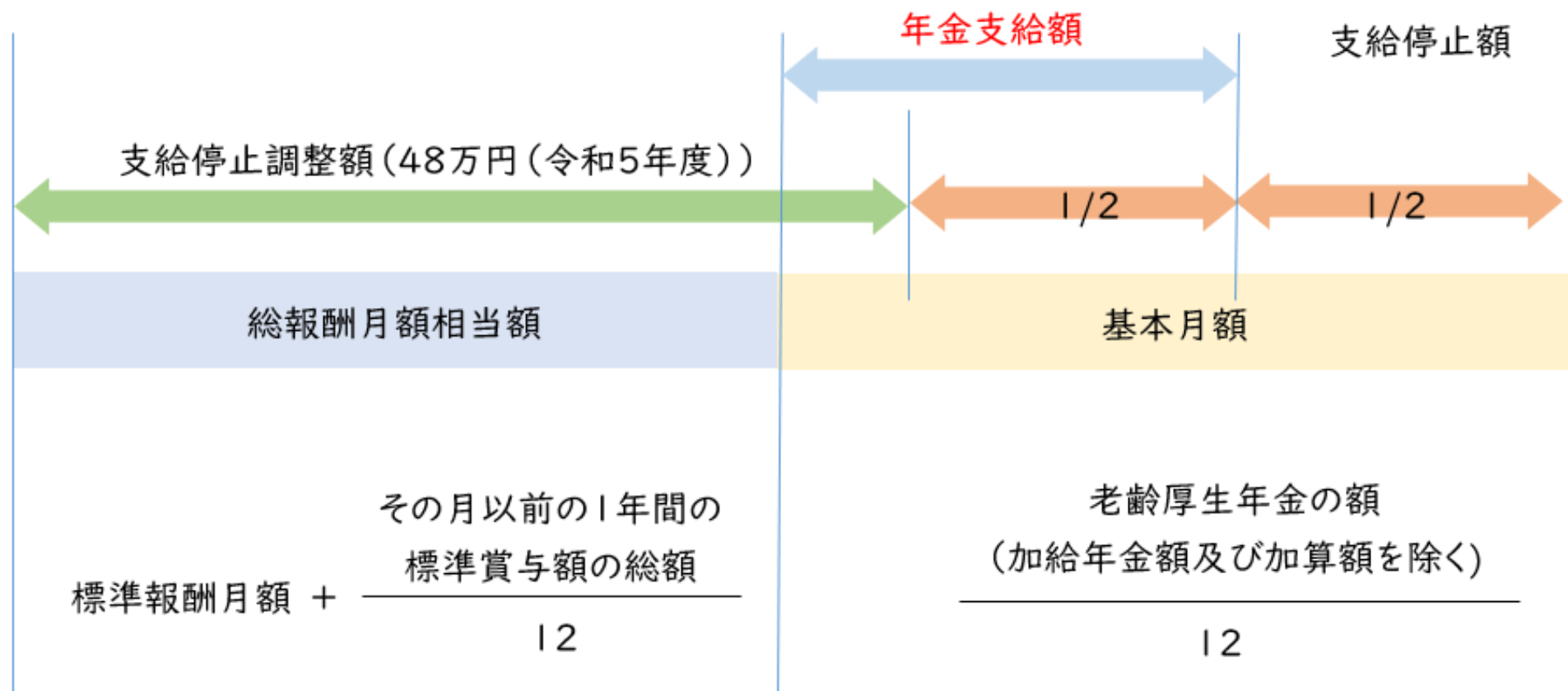
全額支給停止の際は、加給年金額は支給停止となり、加算額は支給停止されない。

3. 老齢年金の過去問（在職老齢年金）

支払われる年金額はどの部分？




3. 老齢年金の過去問（在職老齢年金）



3. 老齡年金の過去問（在職老齡年金）

66歳で支給繰下げの申出を行った68歳の老齡厚生年金の受給権者が被保険者となった場合、当該老齡厚生年金の繰下げ加算額は在職老齡年金の仕組みによる支給停止の対象とならない。

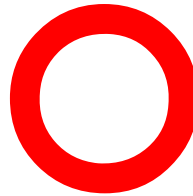
（平成26年・厚年法）

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

3. 老齡年金の過去問（在職老齡年金）

66歳で支給繰下げの申出を行った68歳の老齡厚生年金の受給権者が被保険者となった場合、当該老齡厚生年金の繰下げ加算額は在職老齡年金の仕組みによる支給停止の対象とならない。

（平成26年・厚年法）



- ✓ 設問のとおり。60歳台後半の在職老齡年金制度においては、老齡厚生年金が全額支給停止されても、「繰下げ加算額」は支給停止されない。なお、経過的加算額も同様である。

3. 老齡年金の過去問（在職老齡年金）

令和5年4月において、総報酬月額相当額が480,000円の66歳の被保険者（第1号厚生年金被保険者期間のみを有し、前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者とする。）が、基本月額が100,000円の老齡厚生年金を受給することができる場合、在職老齡年金の仕組みにより月額50,000円の老齡厚生年金が支給停止される。

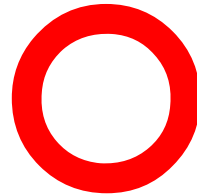
（平成29年・厚年法・改）

誤りだと判断した方は挙手👏をお願いします。

3. 老齢年金の過去問（在職老齢年金）

令和5年4月において、総報酬月額相当額が480,000円の66歳の被保険者（第1号厚生年金被保険者期間のみを有し、前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者とする。）が、基本月額が100,000円の老齢厚生年金を受給することができる場合、在職老齢年金の仕組みにより月額50,000円の老齢厚生年金が支給停止される。

（平成29年・厚年法・改）



✓ 設問のとおり。

$$\begin{aligned} \text{支給停止額(月額)} &= (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - \text{支給停止調整額}) \times 1/2 \\ &= (10\text{万円} + 48\text{万円} - 48\text{万円}) \times 1/2 = 5\text{万円} \end{aligned}$$

3. 老齢年金の過去問（在職老齢年金）

60歳台後半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である間の総報酬月額相当額が300,000円であって、老齢厚生年金の額（加給年金額及び繰下げによる加算額を除く。）と老齢基礎年金の額との合計額を12で除して得た額が220,000円の場合、総報酬月額相当額と220,000円との合計額が、支給停止調整額（480,000円）を超えているため、その合計額から支給停止調整額を控除して得た額の2分の1に相当する額である20,000円に12を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。（平成25年・厚年法・改）

誤りだと判断した方は挙手👏をお願いします。

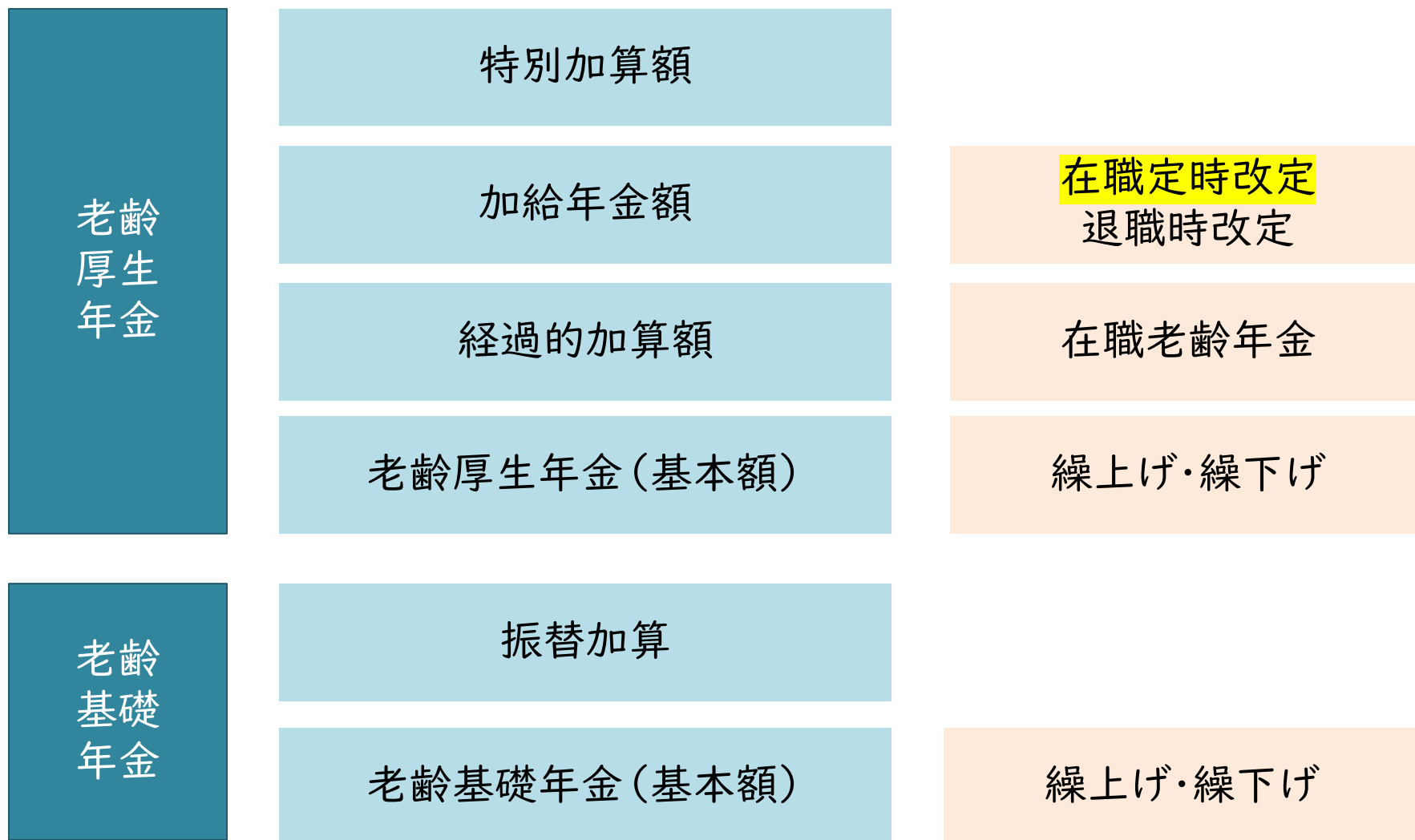
3. 老齡年金の過去問（在職老齡年金）

60歳台後半の老齡厚生年金の受給権者が被保険者である間の総報酬月額相当額が300,000円であって、老齡厚生年金の額（加給年金額及び繰下げによる加算額を除く。）と老齡基礎年金の額との合計額を12で除して得た額が220,000円の場合、総報酬月額相当額と220,000円との合計額が、支給停止調整額（480,000円）を超えているため、その合計額から支給停止調整額を控除して得た額の2分の1に相当する額である20,000円に12を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。（平成25年・厚年法・改）




- ✓ 60歳台後半の在職老齡年金の計算に用いる基本月額、老齡厚生年金の額（加給年金額、繰下げ加算額及び経過的加算額を除く。）を12で除して得た額をいい、老齡基礎年金は含まれない。

3. 老齡年金（特別支給の老齡厚生年金を除く）



3. 老齢年金の過去問（在職定時改定）

65歳以上の老齢厚生年金受給者については、毎年基準日である9月1日において被保険者である場合、基準日の属する月以前の被保険者であった期間をその計算の基礎として、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する在職定時改定が導入された。（令和4年・厚年法・改）

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

3. 老齢年金の過去問（在職定時改定）

65歳以上の老齢厚生年金受給者については、毎年基準日である9月1日において被保険者である場合、基準日の属する月以前の被保険者であった期間をその計算の基礎として、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する在職定時改定が導入された。（令和4年・厚年法・改）



- ✓ 「基準日の属する月前」の被保険者であった期間

3. 老齡年金（在職定時改定）

厚生年金保険法（年金額）第43条 2項

受給権者が**毎年9月1日**（以下この項において「**基準日**」という。）において被保険者である場合（基準日に被保険者の資格を取得した場合を除く。）の老齡厚生年金の額は、**基準日の属する月前**の被保険者であつた期間をその計算の基礎とするものとし、**基準日の属する月の翌月**から、年金の額を改定する。ただし、基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの間に到来し、かつ、当該被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が1月以内である場合は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間を老齡厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3. 老齢年金（在職定時改定）

令和4年4月から在職定時改定制度が導入されました

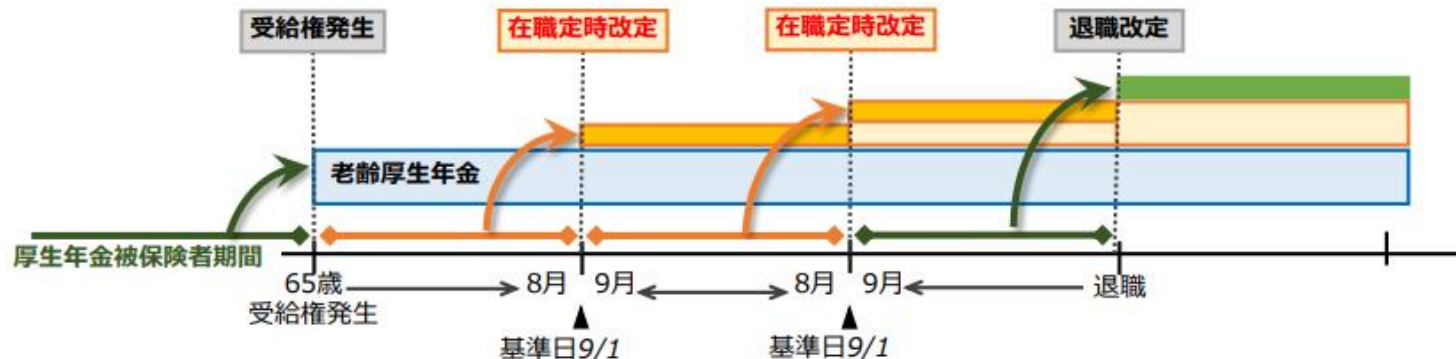
老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合、令和4年3月までは、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時（退職時・70歳到達時）にのみ年金額が改定されていました。

就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く方の経済基盤の充実を図る観点から、令和4年4月から、在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する制度が導入されました。

在職定時改定の仕組み

- 基準日（毎年9月1日）において被保険者である老齢厚生年金の受給者の年金額について、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月（毎年10月）分の年金から改定されます。
令和4年10月分については、65歳到達月から令和4年8月までの厚生年金に加入していた期間も含めて、年金額が改定されます。
- 対象となるのは**65歳以上70歳未満**の老齢厚生年金の受給者です。
▶65歳未満の方は繰上げ受給をされている方であっても在職定時改定の対象となりません。

在職中であっても、毎年10月に前年9月から当年8月までの被保険者期間が年金額に反映されます。



3. 老齡年金（特別支給の老齡厚生年金を除く）



国民年金法・厚生年金保険法を横断整理

1. 年金の全体像・総則

2. 被保険者

3. 老齢年金

4. 障害年金

5. 遺族年金

4. 障害年金の過去問

初診日に厚生年金保険の被保険者であり、障害認定日に2級の障害の障害認定を受けた者について、その者が20歳到達前であるとき、障害厚生年金は支給されるが、障害基礎年金は20歳到達後まで支給されない。
(平成18年・厚年法)

誤りだと判断した方は挙手👏をお願いします。

4. 障害年金の過去問

初診日に厚生年金保険の被保険者であり、障害認定日に2級の障害の障害認定を受けた者について、その者が20歳到達前であるとき、障害厚生年金は支給されるが、障害基礎年金は20歳到達後まで支給されない。
(平成18年・厚年法)



- ✓ 障害基礎年金・障害厚生年金のどちらも20歳前から支給される。

障害基礎年金・障害厚生年金の支給要件は？

その違いは？

4. 障害年金（障害基礎年金）

国民年金法 第30条

障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた場合においては、その治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

- 一 被保険者であること。
- 二 被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

4. 障害年金（障害厚生年金）

厚生年金保険法 第47条

障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において被保険者であつた者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。以下同じ。）があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

4. 障害年金の過去問

初診日に厚生年金保険の被保険者であり、障害認定日に2級の障害の障害認定を受けた者について、その者が20歳到達前であるとき、障害厚生年金は支給されるが、障害基礎年金は20歳到達後まで支給されない。

初診日要件、国年・厚年とも満たしていますか？

【初診日要件】（国年）

初診日において

- 一 被保険者であること。
- 二 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。

【初診日要件】（厚年）

初診日において被保険者であること。

4. 障害年金の過去問

初診日に**厚生年金保険の被保険者**であり、障害認定日に2級の障害の障害認定を受けた者について、その者が20歳到達前であるとき、障害厚生年金は支給されるが、障害基礎年金は20歳到達後まで支給されない。

初診日要件、国年・厚年とも満たしていますか？

【初診日要件】（国年）

初診日において

- 一 被保険者であること。
- 二 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。

【初診日要件】（厚年） ⇒ ○

初診日において被保険者であること。

4. 障害年金の過去問

初診日に**厚生年金保険の被保険者**であり、障害認定日に2級の障害の障害認定を受けた者について、その者が20歳到達前であるとき、障害厚生年金は支給されるが、障害基礎年金は20歳到達後まで支給されない。

初診日要件、国年・厚年とも満たしていますか？

【初診日要件】（国年）⇒ ○（第2号被保険者）

初診日において

- 一 **被保険者である**こと。
- 二 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。

【初診日要件】（厚年）⇒ ○

初診日において**被保険者である**こと。

2. 被保険者

	国内 居住	国籍 要件	年齢 要件	その他
第1号	要	不問	20~60	2号・3号でない。 適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
第2号	不問	不問	不問	厚生年金保険の被保険者 (65歳以上は老齢年金の受給権を有しない者のみ)
第3号	原則要	不問	20~60	2号の配偶者(生計維持=被扶養配偶者)。2号でない。 適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
任意 加入	要	不問	20~60	厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けられる者。 2号・3号でない。
	要	不問	60~65	2号・3号でない。 適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
	海外 居住	要	20~65	2号・3号でない。
特例に よる 任意 加入	要	不問	65~70	昭和40年4月1日以前生まれ。 老齢または退職年金の受給権を有しない者。
	海外 居住	要	65~70	2号でない。

4. 障害年金の過去問

初診日に厚生年金保険の被保険者であり、障害認定日に2級の障害の障害認定を受けた者について、その者が20歳到達前であるとき、障害厚生年金は支給されるが、障害基礎年金は20歳到達後まで支給されない。

障害認定日の要件、国年・厚年とも満たしていますか？

【障害認定日要件】（国年）

障害認定日において、その傷病により1級及び2級、各級の障害の状態にある

【障害認定日要件】（厚年）

障害認定日において、その傷病により1級、2級及び3級、各級の障害の状態にある

4. 障害年金の過去問

初診日に厚生年金保険の被保険者であり、障害認定日に2級の障害の障害認定を受けた者について、その者が20歳到達前であるとき、障害厚生年金は支給されるが、障害基礎年金は20歳到達後まで支給されない。

障害認定日の要件、国年・厚年とも満たしていますか？

【障害認定日要件】（国年） ⇒ ○

障害認定日において、その傷病により1級及び2級、各級の障害の状態にある

【障害認定日要件】（厚年） ⇒ ○

障害認定日において、その傷病により1級、2級及び3級、各級の障害の状態にある

4. 障害年金の過去問

初診日に厚生年金保険の被保険者であり、障害認定日に2級の障害の障害認定を受けた者について、その者が20歳到達前であるとき、障害厚生年金は支給されるが、障害基礎年金は20歳到達後まで支給されない。

保険料納付要件、国年・厚年とも満たしていますか？

【保険料納付要件】（国年）

当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上ある。

【障害認定日要件】（厚年）

当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上ある。

4. 障害年金の過去問

初診日に厚生年金保険の被保険者であり、障害認定日に2級の障害の障害認定を受けた者について、その者が20歳到達前であるとき、障害厚生年金は支給されるが、障害基礎年金は20歳到達後まで支給されない。

保険料納付要件、国年・厚年とも満たしていますか？ ⇒ 満たしている。

20歳前 で 国民年金の被保険者期間があるのは、第2号被保険者のみ。

2. 被保険者

	国内 居住	国籍 要件	年齢 要件	その他
第1号	要	不問	20~60	2号・3号でない。 適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
第2号	不問	不問	不問	厚生年金保険の被保険者 (65歳以上は老齢年金の受給権を有しない者のみ)
第3号	原則要	不問	20~60	2号の配偶者(生計維持=被扶養配偶者)。2号でない。 適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
任意 加入	要	不問	20~60	厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けられる者。 2号・3号でない。
	要	不問	60~65	2号・3号でない。 適用を除外すべき特別の理由がある者でない。
	海外 居住	要	20~65	2号・3号でない。
特例に よる 任意 加入	要	不問	65~70	昭和40年4月1日以前生まれ。 老齢または退職年金の受給権を有しない者。
	海外 居住	要	65~70	2号でない。

4. 障害年金の過去問

初診日に厚生年金保険の被保険者であり、障害認定日に2級の障害の障害認定を受けた者について、その者が20歳到達前であるとき、障害厚生年金は支給されるが、障害基礎年金は20歳到達後まで支給されない。

保険料納付要件、国年・厚年とも満たしていますか？ ⇒ 満たしている。

20歳前 で 国民年金の被保険者期間があるのは、第2号被保険者のみ。

保険料納付済期間の定義は？

用語の定義

国民年金法 第5条(用語の定義)

この法律において、「**保険料納付済期間**」とは、第1号被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料(督促・滞納処分により徴収された保険料を含み、その一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除く。)に係るもの及び産前産後の保険料免除により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの、第2号被保険者としての被保険者期間並びに第3号被保険者としての被保険者期間を、合算した期間をいう。

保険料納付済期間の定義(以下の4つの合算)

- ・第1号被保険者としての期間のうち納付された保険料に係るもの
- ・第1号被保険者としての期間のうち産前産後の保険料免除期間
- ・第2号被保険者としての期間
- ・第3号被保険者としての期間

4. 障害年金の過去問

初診日に厚生年金保険の被保険者であり、障害認定日に2級の障害の障害認定を受けた者について、その者が20歳到達前であるとき、障害厚生年金は支給されるが、障害基礎年金は20歳到達後まで支給されない。

保険料納付要件、国年・厚年とも満たしていますか？ ⇒ 満たしている。

20歳前 で 国民年金の被保険者期間があるのは、第2号被保険者のみ。

第2号被保険者の期間は全て、保険料納付済期間。

= 当該被保険者期間 と 保険料納付済期間 は 同じ月数 なので
3分の2を満たす。

4. 障害年金の過去問

初診日に厚生年金保険の被保険者であり、障害認定日に2級の障害の障害認定を受けた者について、その者が20歳到達前であるとき、障害厚生年金は支給されるが、障害基礎年金は20歳到達後まで支給されない。

■障害基礎年金■ ⇒ ○

【初診日要件】 ⇒ ○

【障害認定日要件】 ⇒ ○

【保険料納付要件】 ⇒ ○

■障害厚生年金■ ⇒ ○

【初診日要件】 ⇒ ○


【障害認定日要件】 ⇒ ○

【保険料納付要件】 ⇒ ○

どちらも要件を満たしているので、
障害基礎年金、障害厚生年金とも支給される。

4. 障害年金の過去問

63歳のときに障害等級2級に該当する障害の程度による障害基礎年金の受給権を取得した者について、66歳のときにその障害の程度が増進した場合であっても、その者は障害基礎年金の額の改定を請求することはできない。
(平成23年・厚年法)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

4. 障害年金の過去問

63歳のときに障害等級2級に該当する障害の程度による障害基礎年金の受給権を取得した者について、66歳のときにその障害の程度が増進した場合であっても、その者は障害基礎年金の額の改定を請求することはできない。

(平成23年・厚年法)



✓ 「額の改定」65歳以上でも可能

4. 障害年金

事例から以下の5つを場合分けられますか？

1. 事後重症
2. 額の改定(増額・減額)
3. 基準障害
4. その他障害
5. 併合認定

4. 障害年金

事例から以下の5つを場合分けられますか？
(障害事故が発生した回数に注目する。)

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 1. 事後重症 | $\times \rightarrow \bigcirc$ |
| 2. 額の改定(増額・減額) | $\bigcirc \rightarrow \odot$ |
| 3. 基準障害 | $\times + \triangle = \bigcirc$ |
| 4. その他障害 | $\bigcirc + \triangle = \odot$ |
| 5. 併合認定 | $\bigcirc + \bigcirc = \odot$ |

この中で、65歳に達する日の前日までに障害等級に該当することが要件なものは？

4. 障害年金

事例から以下の5つを場合分けられますか？
(障害事故が発生した回数に注目する。)


1. 事後重症	$\times \rightarrow \bigcirc$	請求も必要
2. 額の改定(増額・減額)	$\bigcirc \rightarrow \odot$	
3. 基準障害	$\times + \triangle = \bigcirc$	
4. その他障害	$\bigcirc + \triangle = \odot$	
5. 併合認定	$\bigcirc + \bigcirc = \odot$	

この中で、65歳に達する日の前日までに障害等級に該当することが要件なものは？

4. 障害年金の過去問

傷病の初診日において被保険者であった者について、障害認定日には障害等級に該当する程度の障害の状態になかったが、同日後65歳に達する日の前日までに当該傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になり、かつ、初診日において保険料納付要件を満たしているときは、65歳以後であっても障害等級に該当した日から3年を経過していなければ、障害厚生年金の支給を請求することができる。

(平成20年・厚年法)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

4. 障害年金の過去問

傷病の初診日において被保険者であった者について、障害認定日には障害等級に該当する程度の障害の状態になかったが、同日後65歳に達する日の前日までに当該傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になり、かつ、初診日において保険料納付要件を満たしているときは、65歳以後であっても障害等級に該当した日から3年を経過していなければ、障害厚生年金の支給を請求することができる。

(平成20年・厚年法)



- ✓ 事後重症の場合のため65歳に達する日の前日までに請求まで必要。

4. 障害年金の過去問

傷病の初診日において被保険者であった者について、障害認定日には障害等級に該当する程度の障害の状態になかったが、同日後65歳に達する日の前日までに当該傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になり、かつ、初診日において保険料納付要件を満たしているときは、65歳以後であっても障害等級に該当した日から3年を経過していなければ、障害厚生年金の支給を請求することができる。


事例から以下の5つを場合分けられますか？

(障害事故が発生した回数に注目する。)

1. 事後重症	× → ○	請求も必要
2. 額の改定(増額・減額)	○ → ◎	
3. 基準障害	× + △ = ○	
4. その他障害	○ + △ = ◎	
5. 併合認定	○ + ○ = ◎	

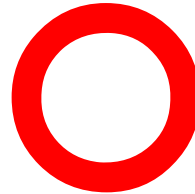
4. 障害年金の過去問

障害厚生年金の受給権を取得した当時は障害等級2級に該当したが、現在は障害等級3級である受給権者に対して、新たに障害等級2級の障害厚生年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金を支給することとし、従前の障害厚生年金の受給権は消滅する。
(平成29年・厚年法)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

4. 障害年金の過去問


障害厚生年金の受給権を取得した当時は障害等級2級に該当したが、現在は障害等級3級である受給権者に対して、新たに障害等級2級の障害厚生年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金を支給することとし、従前の障害厚生年金の受給権は消滅する。
(平成29年・厚年法)



- ✓ 設問のとおり。現在は障害等級3級であっても、過去に障害等級2級に該当したことがある障害厚生年金については、併合認定される。

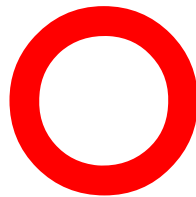
4. 障害年金の過去問

厚生年金保険の被保険者期間中にけがをし、障害等級3級の障害厚生年金の受給権者（障害等級1級又は2級に該当したことはない。）となった者が、その後退職し、その時点から継続して第3号被保険者となっている。その者が、退職から2年後が初診となる別の傷病にかかり、当該別の傷病に係る障害認定日において、当該障害等級3級の障害と当該別の傷病に係る障害を併合し障害等級2級に該当した。この場合、障害等級2級の障害基礎年金の受給権が発生する。なお、当該別の傷病に係る障害認定日で当該者は50歳であったものとする。（平成28年・厚年法）

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

4. 障害年金の過去問

厚生年金保険の被保険者期間中にけがをし、障害等級3級の障害厚生年金の受給権者（障害等級1級又は2級に該当したことはない。）となった者が、その後退職し、その時点から継続して第3号被保険者となっている。その者が、退職から2年後が初診となる別の傷病にかかり、当該別の傷病に係る障害認定日において、当該障害等級3級の障害と当該別の傷病に係る障害を併合し障害等級2級に該当した。この場合、障害等級2級の障害基礎年金の受給権が発生する。なお、当該別の傷病に係る障害認定日で当該者は50歳であったものとする。（平成28年・厚年法）




- ✓ 設問のとおり。設問の場合には、いわゆる基準障害による障害基礎年金の受給権が発生する。

4. 障害年金の過去問

被保険者である障害厚生年金の受給権者が被保険者資格を喪失した後、被保険者となることなく1か月を経過したときは、資格を喪失した日から起算して1か月を経過した日の属する月から障害厚生年金の額が改定される。

(平成28年・厚年法)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

4. 障害年金の過去問

被保険者である障害厚生年金の受給権者が被保険者資格を喪失した後、被保険者となることなく1か月を経過したときは、資格を喪失した日から起算して1か月を経過した日の属する月から障害厚生年金の額が改定される。

(平成28年・厚年法)



✓ 「障害厚生年金」を「老齢厚生年金」に直せば正しい記述となる。障害厚生年金については、退職時改定の規定は設けられていない。


国民年金法・厚生年金保険法を横断整理

1. 年金の全体像・総則
2. 被保険者
3. 老齢年金
4. 障害年金
5. 遺族年金

5. 遺族年金の過去問

第1号被保険者としての保険料納付済期間を15年有し、当該期間以外に保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を有しない老齢基礎年金を受給中の66歳の者が死亡した。死亡の当時、その者に生計を維持されていた18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、当該子に遺族基礎年金が支給される。

(平成30年・国年法)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

5. 遺族年金の過去問

第1号被保険者としての保険料納付済期間を15年有し、当該期間以外に保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を有しない老齡基礎年金を受給中の66歳の者が死亡した。死亡の当時、その者に生計を維持されていた18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、当該子に遺族基礎年金が支給される。

(平成30年・国年法)



- ✓ 老齡基礎年金の受給権者が死亡したときに遺族基礎年金が支給されるのは、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間とを合算した期間が25年以上である者が死亡した場合に限られる。




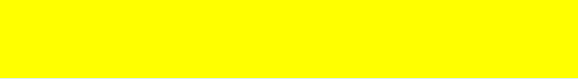
遺族基礎年金・遺族厚生年金の支給要件は？

その違いは？

5. 遺族基礎年金

国民年金法 第37条 (遺族基礎年金の支給要件)

遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の配偶者又は子に支給する。ただし、第1号又は第2号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

- 1 被保険者が、死亡したとき。
- 2 被保険者であつた者であつて、、かつ、
であるものが、死亡したとき。
- 3  (保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。)が、死亡したとき。
- 4 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき。

5. 遺族基礎年金

国民年金法 第37条 (遺族基礎年金の支給要件)

遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の配偶者又は子に支給する。ただし、第1号又は第2号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

- 1 被保険者が、死亡したとき。
- 2 被保険者であつた者であつて、**日本国内に住所**を有し、かつ、**60歳以上65歳未満**であるものが、死亡したとき。
- 3 **老齢基礎年金の受給権者** (保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。)が、死亡したとき。
- 4 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき。

5. 遺族厚生年金

厚生年金保険法 第58条（遺族厚生年金の受給権者）

遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。ただし、第1号又は第2号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

- 1 被保険者が、死亡したとき。
- 2 被保険者であつた者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であつた間に初診日がある傷病により [redacted] を経過する日前に死亡したとき。
- 3 [redacted] が、死亡したとき。
- 4 [redacted]（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。）又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき。

5. 遺族厚生年金

厚生年金保険法 第58条（遺族厚生年金の受給権者）


遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。ただし、第1号又は第2号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

- 1 被保険者が、死亡したとき。
- 2 被保険者であつた者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であつた間に初診日がある傷病により **当該初診日から起算して5年** を経過する日前に死亡したとき。
- 3 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある **障害厚生年金の受給権者** が、死亡したとき。
- 4 **老齢厚生年金の受給権者**（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。）又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき。

5. 遺族年金の過去問

障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したときは、遺族厚生年金の支給要件について、死亡した当該受給権者の保険料納付要件が問われることはない。

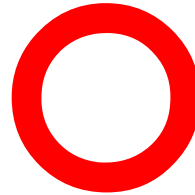
(令和元年・厚年法)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

5. 遺族年金の過去問

障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したときは、遺族厚生年金の支給要件について、死亡した当該受給権者の保険料納付要件が問われることはない。

(令和元年・厚年法)



✓ 設問のとおり。

いわゆる 長期要件・短期要件 と 保険料納付済要件 が問われる要件は異なる。

5. 遺族厚生年金

厚生年金保険法 第58条 (遺族厚生年金の受給権者)

遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。ただし、**第1号又は第2号に該当する場合**にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

- 1 被保険者が、死亡したとき。
- 2 被保険者であつた者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき。
- 3 **障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が、死亡したとき。**
- 4 老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。）又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき。

5. 遺族年金の過去問

被保険者であった者が、被保険者の資格を喪失した後5年を経過する日前に、被保険者であった間に初診日がある傷病により死亡したとき、保険料納付要件を満たしている場合には、その者の遺族に遺族厚生年金が支給される。

(平成18年・厚年法)

誤りだと判断した方は挙手👏をお願いします。

5. 遺族年金の過去問

被保険者であった者が、被保険者の資格を喪失した後5年を経過する日前に、被保険者であった間に初診日がある傷病により死亡したとき、保険料納付要件を満たしている場合には、その者の遺族に遺族厚生年金が支給される。
(平成18年・厚年法)



- ✓ 被保険者の資格を喪失した後5年、ではなく、「初診日」から5年。

5. 遺族年金の練習問題

厚生年金保険の適用事業所にて被保険者として10年働いた後、夫の扶養となり国民年金の第3号被保険者として20年経過した女性が令和5年3月に死亡した。その死亡の当時、妻により生計を維持していた54歳の夫と16歳の当該妻の子がおり、その夫は妻の死亡当時障害等級2級の障害状態にあった。この場合、【 A 】

- (1) 夫・子ともに遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、夫に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。
- (2) 夫・子ともに遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、夫に遺族基礎年金、子に遺族厚生年金が支給される。
- (3) 夫は遺族基礎年金、子は遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、夫に遺族基礎年金、子に遺族厚生年金が支給される。
- (4) 夫は遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生せず、子に遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、子に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。

5. 遺族年金の練習問題

厚生年金保険の適用事業所にて被保険者として10年働いた後、夫の扶養となり国民年金の第3号被保険者として20年経過した女性が令和5年3月に死亡した。その死亡の当時、妻により生計を維持していた54歳の夫と16歳の当該妻の子がおり、その夫は妻の死亡当時障害等級2級の障害状態にあった。この場合、【 A 】

- (1) 夫・子ともに遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、夫に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。
- (2) 夫・子ともに遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、夫に遺族基礎年金、子に遺族厚生年金が支給される。
- (3) 夫は遺族基礎年金、子は遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、夫に遺族基礎年金、子に遺族厚生年金が支給される。
- (4) 夫は遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生せず、子に遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、子に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。

5. 遺族年金の練習問題

厚生年金保険の適用事業所にて被保険者として10年働いた後、夫の扶養となり国民年金の第3号被保険者として20年経過した女性が令和5年3月に死亡した。その死亡の当時、妻により生計を維持していた54歳の夫と16歳の当該妻の子がおり、その夫は妻の死亡当時障害等級2級の障害状態にあった。この場合、【 A 】

【遺族基礎年金について】 死亡したものの要件

まず、妻の死亡の当時、妻は国民年金法の第3号被保険者ですし、保険料納付済期間が30年あるので、下記(1)と(4)をみたし被保険者の要件は満たします。

(1) 被保険者が、死亡したとき。

(2) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であるものが、死亡したとき。

(3) 老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。）が、死亡したとき。

(4) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき。

5. 遺族年金の練習問題

厚生年金保険の適用事業所にて被保険者として10年働いた後、夫の扶養となり国民年金の第3号被保険者として20年経過した女性が令和5年3月に死亡した。その死亡の当時、妻により生計を維持していた54歳の夫と15歳の当該妻の子がおり、その夫は妻の死亡当時障害等級2級の障害状態にあった。この場合、【 A 】

【遺族基礎年金について】 遺族の要件

遺族の要件も、夫・子ともどちらも満たしています。

国年法 第37条の2

- 1 **配偶者**については、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子と生計を同じくすること。
- 2 **子**については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。

5. 遺族年金の練習問題

厚生年金保険の適用事業所にて被保険者として10年働いた後、夫の扶養となり国民年金の第3号被保険者として20年経過した女性が令和5年3月に死亡した。その死亡の当時、妻により生計を維持していた54歳の夫と15歳の当該妻の子どもがおり、その夫は妻の死亡当時障害等級2級の障害状態にあった。この場合、【 A 】

【遺族基礎年金について】

よって、**遺族基礎年金の受給権は、夫・子の両方に発生**します。

この場合、「子に対する遺族基礎年金は、配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき」に該当し**子が支給停止、夫に支給**されます。

国年法 第41条

2 子に対する遺族基礎年金は、**配偶者が遺族基礎年金の受給権を有する**とき（配偶者に対する遺族基礎年金が第二十条の二第一項若しくは第二項又は次条第一項の規定によりその支給を停止されているときを除く。）、又は**生計を同じくするその子の父若しくは母がある**ときは、その間、その**支給を停止**する。

5. 遺族年金の練習問題

厚生年金保険の適用事業所にて被保険者として10年働いた後、夫の扶養となり国民年金の第3号被保険者として20年経過した女性が令和5年3月に死亡した。その死亡の当時、妻により生計を維持していた54歳の夫と15歳の当該妻の子どもがおり、その夫は妻の死亡当時障害等級2級の障害状態にあった。この場合、【 A 】

【遺族厚生年金について】 死亡したものの要件

死亡した妻は長期要件(4)に該当しますね。

- (1) 被保険者が、死亡したとき。
- (2) 被保険者であった者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき。
- (3) 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が、死亡したとき。
- (4) 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。)又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき。

5. 遺族年金の練習問題

厚生年金保険の適用事業所にて被保険者として10年働いた後、夫の扶養となり国民年金の第3号被保険者として20年経過した女性が令和5年3月に死亡した。その死亡の当時、妻により生計を維持していた**54歳**の夫と15歳の当該妻の子がおり、その夫は妻の死亡当時障害等級2級の障害状態にあった。この場合、【 A 】

【遺族厚生年金について】 遺族の要件

子は該当するが、夫は該当しない。

厚年法 第59条

遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であった者の**配偶者、子、父母、孫又は祖父母**であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持したものとする。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- 1 夫、父母又は祖父母については、**55歳以上**であること。
- 2 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。

5. 遺族年金の練習問題

厚生年金保険の適用事業所にて被保険者として10年働いた後、夫の扶養となり国民年金の第3号被保険者として20年経過した女性が令和5年3月に死亡した。その死亡の当時、妻により生計を維持していた54歳の夫と15歳の当該妻の子どもがおり、その夫は妻の死亡当時障害等級2級の障害状態にあった。この場合、【 A 】

【遺族厚生年金について】 支給停止の要件

子は支給停止要件には該当しません。

厚年法 66条

子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する遺族厚生年金が前条本文、次項本文又は次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

5. 遺族年金の練習問題

厚生年金保険の適用事業所にて被保険者として10年働いた後、夫の扶養となり国民年金の第3号被保険者として20年経過した女性が令和5年3月に死亡した。その死亡の当時、妻により生計を維持していた54歳の夫と15歳の当該妻の子がおり、その夫は妻の死亡当時障害等級2級の障害状態にあった。この場合、【 A 】

以上より、

(3) 夫は遺族基礎年金、子は遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、夫に遺族基礎年金、子に遺族厚生年金が支給されます。

5. 遺族年金の練習問題

厚生年金保険の適用事業所にて被保険者として10年働いた後、夫の扶養となり国民年金の第3号被保険者として20年経過した女性が令和5年3月に死亡した。その死亡の当時、妻により生計を維持していた55歳の夫と15歳の当該妻の子どもがおり、その夫は妻の死亡当時障害等級2級の障害状態にあった。この場合、【 A 】

- (1) 夫・子ともに遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、夫に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。
- (2) 夫・子ともに遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、夫に遺族基礎年金、子に遺族厚生年金が支給される。
- (3) 夫は遺族基礎年金、子は遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、夫に遺族基礎年金、子に遺族厚生年金が支給される。
- (4) 夫は遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生せず、子に遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、子に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。

5. 遺族年金の練習問題

厚生年金保険の適用事業所にて被保険者として10年働いた後、夫の扶養となり国民年金の第3号被保険者として20年経過した女性が令和5年3月に死亡した。その死亡の当時、妻により生計を維持していた55歳の夫と15歳の当該妻の子がおり、その夫は妻の死亡当時障害等級2級の障害状態にあった。この場合、【 A 】

- (1) 夫・子ともに遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、夫に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。
- (2) 夫・子ともに遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、夫に遺族基礎年金、子に遺族厚生年金が支給される。
- (3) 夫は遺族基礎年金、子は遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、夫に遺族基礎年金、子に遺族厚生年金が支給される。
- (4) 夫は遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生せず、子に遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生し、子に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。

5. 遺族年金の練習問題

厚生年金保険の適用事業所にて被保険者として10年働いた後、夫の扶養となり国民年金の第3号被保険者として20年経過した女性が令和5年3月に死亡した。その死亡の当時、妻により生計を維持していた55歳の夫と15歳の当該妻の子がおり、その夫は妻の死亡当時障害等級2級の障害状態にあった。この場合、【 A 】

【遺族厚生年金について】 遺族の要件

夫・子とも該当する。

厚年法 第59条

遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持したものとする。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- 1 夫、父母又は祖父母については、55歳以上であること。
- 2 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。

5. 遺族年金の練習問題

厚生年金保険の適用事業所にて被保険者として10年働いた後、夫の扶養となり国民年金の第3号被保険者として20年経過した女性が令和5年3月に死亡した。その死亡の当時、妻により生計を維持していた55歳の夫と15歳の当該妻の子がおり、その夫は妻の死亡当時障害等級2級の障害状態にあった。この場合、【 A 】

【遺族厚生年金について】 支給停止の要件

夫は「国民年金法による遺族基礎年金の受給権をするとき」にあたるので支給停止されない。

厚年法 65条の2

夫、父母又は祖父母に対する遺族厚生年金は、受給権者が60歳に達するまでの期間、その支給を停止する。ただし、夫に対する遺族厚生年金については、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有するときは、この限りでない。

5. 遺族年金の練習問題

厚生年金保険の適用事業所にて被保険者として10年働いた後、夫の扶養となり国民年金の第3号被保険者として20年経過した女性が令和5年3月に死亡した。その死亡の当時、妻により生計を維持していた55歳の夫と15歳の当該妻の子がおり、その夫は妻の死亡当時障害等級2級の障害状態にあった。この場合、【 A 】

【遺族厚生年金について】 支給停止の要件


子は支給停止要件には該当します。

厚年法 66条

子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する遺族厚生年金が前条本文、次項本文又は次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

5. 遺族年金の過去問

被保険者の死亡により遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生した33歳の妻と15歳の子の場合において、その子が成長して年齢に係る失権事由により受給権を失権したときは、その翌月から妻に中高齢の寡婦加算が支給される。
(平成16年・厚年法・改)

誤りだと判断した方は挙手をお願いします。

5. 遺族年金の過去問

被保険者の死亡により遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生した33歳の妻と15歳の子の場合において、その子が成長して年齢に係る失権事由により受給権を失権したときは、その翌月から妻に中高齢の寡婦加算が支給される。
(平成16年・厚年法・改)



- ✓ 中高齢の寡婦加算の要件を満たさない。

5. 遺族年金の過去問

被保険者の死亡により遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生した33歳の妻と15歳の子の場合において、その子が成長して年齢に係る失権事由により受給権を失権したときは、その翌月から妻に中高齢の寡婦加算が支給される。
(平成16年・厚年法・改)

⇒ いつ?

子 遺族基礎年金:
遺族厚生年金:

妻 遺族基礎年金:
遺族厚生年金:

5. 遺族年金の過去問

被保険者の死亡により遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生した33歳の妻と15歳の子の場合において、その子が成長して年齢に係る失権事由により受給権を失権したときは、その翌月から妻に中高齢の寡婦加算が支給される。
(平成16年・厚年法・改)

⇒ いつ?

- 子 遺族基礎年金: 子が18歳年度末に達したとき(障害の場合は20歳)
- 遺族厚生年金: 子が18歳年度末に達したとき(障害の場合は20歳)

- 妻 遺族基礎年金:
- 遺族厚生年金:

5. 遺族年金の過去問

被保険者の死亡により遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生した33歳の妻と15歳の子の場合において、その子が成長して年齢に係る失権事由により受給権を失権したときは、その翌月から妻に中高齢の寡婦加算が支給される。
(平成16年・厚年法・改)

⇒ いつ?

- 子 遺族基礎年金：子が18歳年度末に達したとき(障害の場合は20歳)
- 遺族厚生年金：子が18歳年度末に達したとき(障害の場合は20歳)

- 妻 遺族基礎年金：子が18歳年度末に達したとき(障害の場合は20歳)
⇒ 子のある配偶者でなくなるから。
- 遺族厚生年金：

5. 遺族年金の過去問

被保険者の死亡により遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生した33歳の妻と15歳の子の場合において、その子が成長して年齢に係る失権事由により受給権を失権したときは、その翌月から妻に中高齢の寡婦加算が支給される。
(平成16年・厚年法・改)

⇒ いつ?

- 子 遺族基礎年金：子が18歳年度末に達したとき(障害の場合は20歳)
- 遺族厚生年金：子が18歳年度末に達したとき(障害の場合は20歳)

- 妻 遺族基礎年金：子が18歳年度末に達したとき(障害の場合は20歳)
 - ⇒ 子のある配偶者でなくなるから。
- 遺族厚生年金：年齢では失権しない。

5. 遺族基礎年金

国民年金法 第40条(失権)

遺族基礎年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻をしたとき。
- 三 養子となつたとき(直系血族又は直系姻族の養子となつたときを除く。)

2 **配偶者の有する遺族基礎年金の受給権**は、前項の規定によつて消滅するほか、第39条第1項に規定する子が一人であるときはその子が、同項に規定する子が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてその**全ての子**が、同条第3項各号のいずれかに該当するに至ったときは、**消滅する**。

3 子の有する遺族基礎年金の受給権は、第一項の規定によつて消滅するほか、子が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。

- 一 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者の子でなくなつたとき。
- 二 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。
- 三 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときを除く。
- 四 20歳に達したとき。

5. 遺族厚生年金

厚生年金保険法 第63条(失権)

遺族厚生年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。
- 三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたとき。
- 四 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者との親族関係が終了したとき。
- 五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して5年を経過したとき。
 - イ 遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき 当該遺族厚生年金の受給権を取得した日
 - ロ 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき 当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

5. 遺族厚生年金

厚生年金保険法 第63条(失権)

2 子又は孫の有する遺族厚生年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 子又は孫について、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。ただし、子又は孫が障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にあるときを除く。
- 二 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子又は孫について、その事情がやんだとき。ただし、子又は孫が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときを除く。
- 三 子又は孫が、20歳に達したとき。

5. 遺族厚生年金

厚生年金保険法 第62条(中高齢の寡婦加算)

遺族厚生年金(長期要件であつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240未満であるものを除く。)の受給権者である妻であつてその権利を取得した当時40歳以上65歳未満であつたもの又は40歳に達した当時当該被保険者若しくは被保険者であつた者の子で国民年金法第37条の2第1項に規定する要件に該当するもの(当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡後に同法第39条第3項第2号から第8号までのいずれかに該当したことがあるものを除く。)と生計を同じくしていたものが**65歳未満**であるときは、第60条第1項第1号の遺族厚生年金の額に同法第38条に規定する**遺族基礎年金の額に4分の3を乗じて得た額**(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を加算する。

どちらかに該当すると加算される。

- 1 夫の死亡当時40歳以上65歳未満であるもの
- 2 40歳に達したとき、夫の死亡当時から引き続き生計を同じくしている子(当該夫の死亡に係る遺族基礎年金の受給権を有している子に限る。)がある妻

5. 遺族年金の過去問

被保険者の死亡により遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権が発生した33歳の妻と15歳の子の場合において、その子が成長して年齢に係る失権事由により受給権を失権したときは、その翌月から妻に中高齢の寡婦加算が支給される。
(平成16年・厚年法・改)

どちらかに該当すると中高齢の寡婦加算が支給される。

- 1 夫の死亡当時40歳以上65歳未満であるもの
- 2 40歳に達したとき、夫の死亡当時から引き続き生計を同じくしている子
(当該夫の死亡に係る遺族基礎年金の受給権を有している子に限る。)がある妻

遺族基礎年金が消滅した際に、妻は39歳以下

⇒ 中高齢の寡婦加算は支給されない。

< 宣伝 >

事例で復習する年金横断

その②
遺族年金

永田 真仁

社労士受験生	その他
国民年金法	撮影 2022.12.18
厚生年金保険法	

Brain
ブレイン社会保険労務士法人

Copyright © ブレイン社会保険労務士法人. All Rights Reserved.

事例で復習する年金横断 < 遺族年金 >

< 事例② >

夫Aさん40歳（厚生年金保険被保険者）、妻Bさん38歳（専業主婦）、長男9歳、長女7歳の4人家族の夫が私傷病で亡くなりました。このとき38歳以降70歳までの間に妻が受け取る年金はどのように変わっていくのでしょうか。年金の種類・加算額・加給年金額とおよその金額を計算してみましょう。死亡時点での夫の平均標準報酬額は30万円、妻は厚生年金保険の加入歴が無く、国民年金の滞納もなく、妻・子ども婚姻・養子縁組・死亡等の失権事由には該当しないものとします。



< 宣伝 >

事例で復習する年金横断

その② 遺族年金

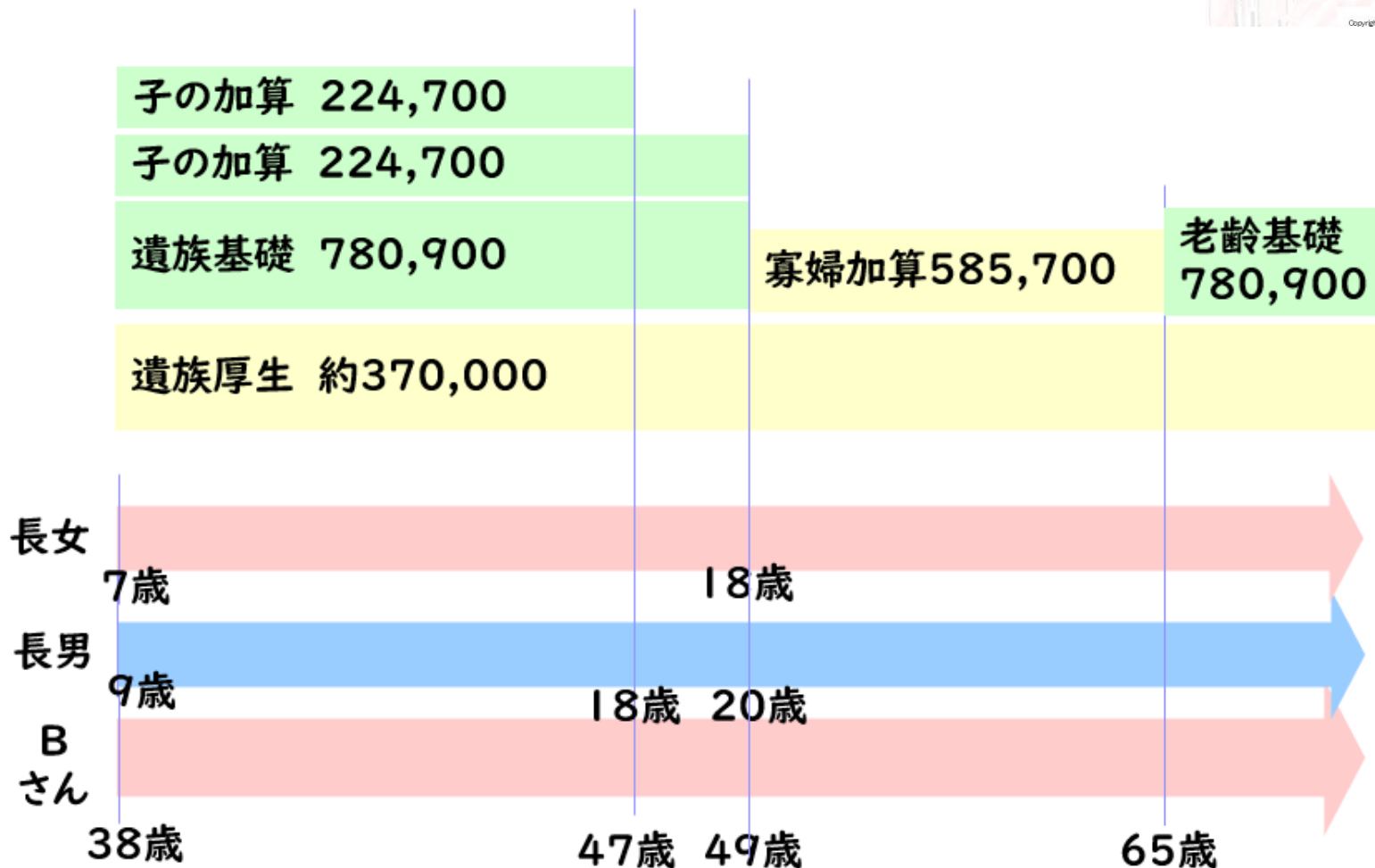
永田 真仁

社労士受験生	その他
国民年金法	撮影 2022.12.18
厚生年金保険法	

Brain
ブレイン社会保険労務士法人

Copyright © ブレイン社会保険労務士法人. All Rights Reserved.

年金の額の時系列での変化



国民年金法・厚生年金保険法を横断整理

1. 年金の全体像
2. 被保険者
3. 老齢年金
4. 障害年金
5. 遺族年金

プラスして：

法改正の選択式対策

6. 選択式対策：法改正から

育児休業等をしている被保険者（【 A 】を受けている被保険者を除く。）が使用される事業所の事業主が、主務省令で定めるところにより実施機関に申し出たときは、次の（1）（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）（2）に定める月の当該被保険者に係る保険料（その育児休業等の期間が【 B 】である者については、標準報酬月額に係る保険料に限る。）の徴収は行わない。

（1） その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が【 C 】とが異なる場合：その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が【 C 】の前月までの月

（2） その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が【 C 】とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が【 D 】である場合：当該月

6. 選択式対策：法改正から

育児休業等をしている被保険者（産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例を受けている被保険者を除く。）が使用される事業所の事業主が、主務省令で定めるところにより実施機関に申し出たときは、次の（1）（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）（2）に定める月の当該被保険者に係る保険料（その育児休業等の期間が【 B 】である者については、標準報酬月額に係る保険料に限る。）の徴収は行わない。

「標準報酬月額に係る保険料」でないものは何がありますか？

「標準賞与額に係る保険料」ですね。

そのため、Bには法改正の知識から、何が入りますか？

6. 選択式対策：法改正から

育児休業等をしている被保険者（**産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例**を受けている被保険者を除く。）が使用される事業所の事業主が、主務省令で定めるところにより実施機関に申し出たときは、次の（１）（２）に掲げる場合の区分に応じ、当該（１）（２）に定める月の当該被保険者に係る保険料（その育児休業等の期間が**1月以内**である者については、**標準報酬月額に係る保険料に限る。**）の徴収は行わない。

（１） その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が【 C 】とが異なる場合：その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が【 C 】の前月までの月

（２） その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が【 C 】とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が【 D 】である場合：当該月

6. 選択式対策：法改正から

育児休業等をしている被保険者（産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例を受けている被保険者を除く。）が使用される事業所の事業主が、主務省令で定めるところにより実施機関に申し出たときは、次の（1）（2）に掲げる場合の区分に応じ、当該（1）（2）に定める月の当該被保険者に係る保険料（その育児休業等の期間が1月以内である者については、標準報酬月額に係る保険料に限る。）の徴収は行わない。

（1） その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合：その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

（2） その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が14日以上である場合：当該月

6. 選択式対策：法改正か

令和4年10月から

育児休業等期間中の 社会保険料免除要件が見直されます。



希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるよう、柔軟な育児休業の取得等を促進し、全世代対応型の社会保障制度を構築することを目的として、育児休業中の保険料免除要件が見直されます。

育児休業中の保険料免除とは？

3歳に満たない子を養育するための育児休業等（育児休業及び育児休業に準じる休業）期間は、事業主が「育児休業等取得者申出書」を提出することにより、健康保険・厚生年金保険の保険料が事業主負担分・被保険者負担分ともに免除されます。

同月内に14日以上育児休業等を取得した場合も免除されます

これまでの保険料免除要件（育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで）に加えて、育児休業等を開始した日の属する月内に、**14日以上**（休業期間中に就業予定日がある場合は、当該就業日を除く。また、土日等の休日も期間に含む。）の育児休業等を取得した場合も、当該月の月額保険料が免除されます。

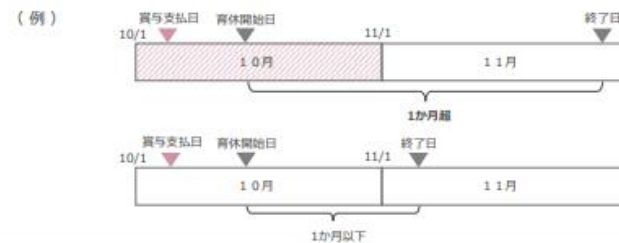
月額保険料の免除 ※ 斜線部分が保険料免除月



賞与保険料の免除要件が変わります

賞与保険料は、賞与を支払った月の末日を含んだ連続した1か月を超える育児休業等を取得した場合に免除されます。1か月を超えるかは暦日で判断し、土日等の休日も期間に含みます。

賞与保険料の免除 ※ 斜線部分が保険料免除月



▶ 制度の詳細内容や届書様式については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

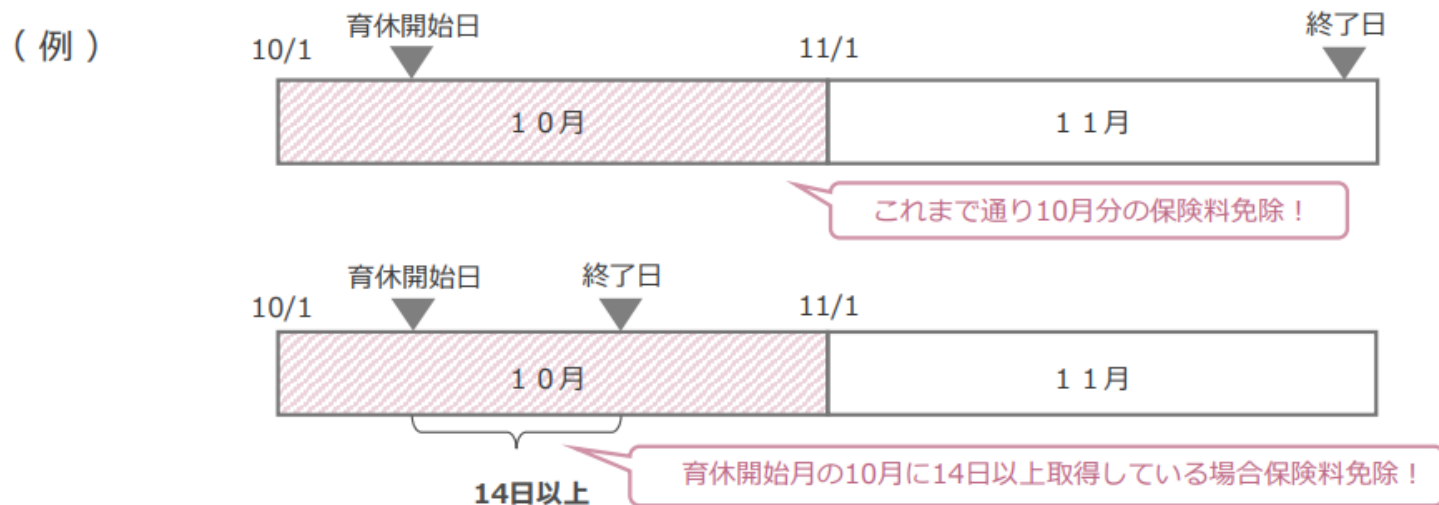
検索

6. 選択式対策：法改正から

同月内に14日以上育児休業等を取得した場合も免除されます

これまでの保険料免除要件（育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで）に加えて、育児休業等を開始した日の属する月内に、**14日以上**（休業期間中に就業予定日がある場合は、当該就業日を除く。また、土日等の休日も期間に含む。）の育児休業等を取得した場合も、当該月の月額保険料が免除されます。

月額保険料の免除 ※ 斜線部分が保険料免除月



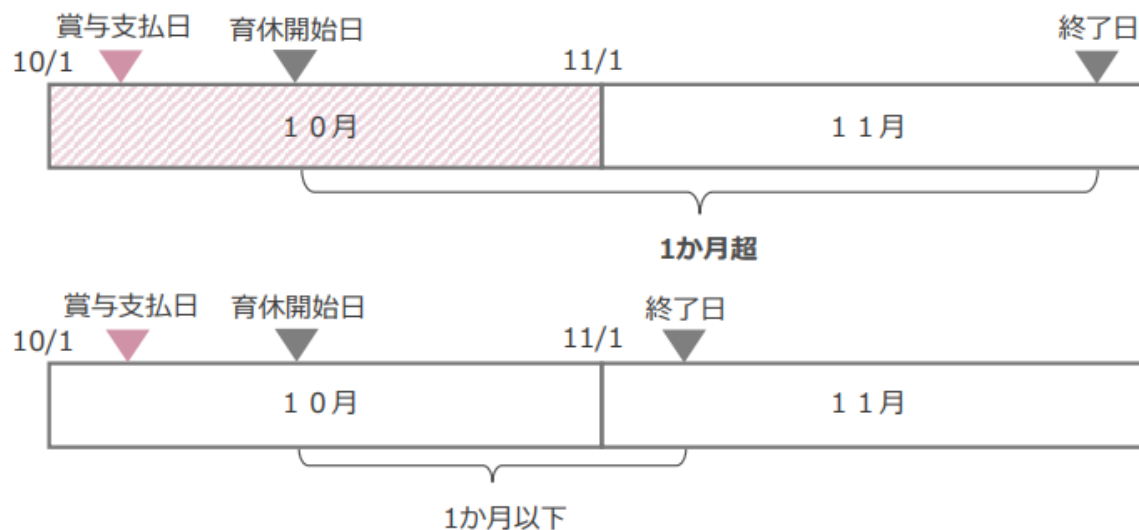
6. 選択式対策：法改正から

賞与保険料の免除要件が変わります

賞与保険料は、賞与を支払った月の末日を含んだ連続した1か月を超える育児休業等を取得した場合に免除されます。1か月を超えるかは暦日で判断し、土日等の休日も期間に含みます。

賞与保険料の免除 ※ 斜線部分が保険料免除月

(例)



知識を思い出すための引き出しを増やす。

これまでの勉強で、
試験合格に必要な知識には触れてきているはず。

試験中は頭の中の知識しか使えないのだから、
必要なときにその知識を思い出すために、
いろんな視点からインデックスをつけて整理していく。
確信をもって答えられるように、
選択肢残り2つでどちらか不安にならないために。

全体像からみる、条文と関連付けてみる、ことを
今日たくさんやってみましたが、
皆さんの知識の整理に役立てられれば嬉しいです。

余談：YouTubeもご覧ください

YouTubeチャンネル「[社労士試験最短最速非常識合格法](#)」にて受験生向けにコンテンツを公開しています。

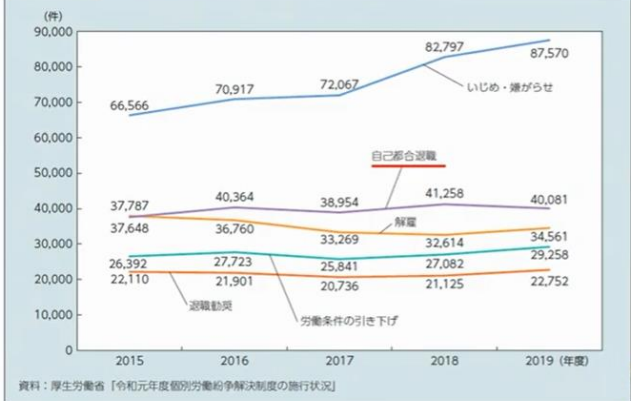
「厚生労働白書とパンフレットを読みながら

法令の復習をしよう」その①～その⑤

「事例で復習する年金横断」その①～その⑤

白書と労働施策総合推進法

図表 2-4-4 民事上の個別労働紛争の主な相談内容の件数の推移



事例で復習する年金横断<老齢年金>



【永田先生】最短最速非常識合格法 事例で復習する年金横断 その④老齢年金2

最後に

資格の勉強は自分との勝負。
毎日誘惑に負けず、自分に負けずに、
頑張り続けるのは大変なこと。

自信満々で試験会場に向かう人はいません。
みんな不安でいっぱいの中で試験を受けます。
状況はみんな一緒です。
これまでの頑張った自分を褒めて、そして自分を信じて、
あと2週間
頑張ってください。
応援しています。

永田真仁